

国立国会図書館 調査及び立法考査局

Research and Legislative Reference Bureau
National Diet Library

論題 Title	エビデンス仲介機関としての英国 WWCLEG の取組—英国における地域経済成長政策と EBPM—
他言語論題 Title in other language	Activities of What Works Centre for Local Economic Growth as an Evidence Intermediary: Vitalization of Regional Economy and EBPM in the United Kingdom
著者 / 所属 Author(s)	小池 拓自 (KOIKE Takuji) / 国立国会図書館調査及び立法考査局専門調査員 経済産業調査室主任
雑誌名 Journal	レファレンス (The Reference)
編集 Editor	国立国会図書館 調査及び立法考査局
発行 Publisher	国立国会図書館
通号 Number	835
刊行日 Issue Date	2020-08-20
ページ Pages	01-28
ISSN	0034-2912
本文の言語 Language	日本語 (Japanese)
摘要 Abstract	英国の EBPM の特色の 1 つとされる WWC のうち、地域経済成長に関する政策のエビデンスを扱う WWCLEG について、その取組や実績を紹介し、我が国の地域経済活性化策への示唆を考察した。

* この記事は、調査及び立法考査局内において、国政審議に係る有用性、記述の中立性、客観性及び正確性、論旨の明晰（めいせき）性等の観点からの審査を経たものです。

* 本文中の意見にわたる部分は、筆者の個人的見解です。

エビデンス仲介機関としての英国 WWCLEG の取組 —英国における地域経済成長政策と EBPM—

国立国会図書館 調査及び立法考査局
専門調査員 経済産業調査室主任 小池 拓自

目 次

はじめに

- I 英国における EBPM と WWC
 - 1 EBM と「厳格な」EBPM
 - 2 英国の EBPM 及び EBP
 - 3 エビデンス仲介機関としての What Works Centre (WWC)
- II 地域経済成長のための WWC としての WWCLEG
 - 1 WWCLEG とは
 - 2 WWCLEG の活動
- III 地域経済成長の政策に関するエビデンス
 - 1 個人を対象とした政策
 - 2 企業を対象とした政策
 - 3 場所に着目した政策
 - 4 エビデンス・レビュー等の活用
- IV 我が国の地方創生と WWCLEG
 - 1 我が国の EBPM
 - 2 地方創生
 - 3 WWCLEG の示唆

おわりに

キーワード：地方創生、地域経済活性化、英国、EBPM、EBP、エビデンス、因果推論、
What Works Centre: WWC、What Works Centre for Local Economic Growth: WWCLEG

要 旨

- ① 英国においては、「証拠に基づく政策立案」(Evidence-Based Policymaking: EBPM) の取組が 20 年以上前から進められている。近年、EBPM の取組は、国から地方、政策立案者から実践者に拡大しており、その際、政策が機能 (work) しているかの観点から、政策とその成果との因果関係、すなわち政策の有効性に関する証拠 (エビデンス) が重視されている。
- ② 有効性に関するエビデンスについて、学術研究と政策立案をつなぐ仲介機関として、英国では、What Works Centre (WWC) が医療、教育などの政策分野別に設置されている。WWC は、エビデンスを収集整理し、分かりやすい形で伝え、その活用を支援する役割を持っている。
- ③ 2013 年 10 月、地域経済成長のための WWC として、経済社会リサーチカウンシル (ESRC) や中央官庁が資金を拠出し、大学 (LSE)、シンクタンク (CfC)、コンサルタント (Arup) が共同で運営する What Works Centre for Local Economic Growth (WWCLEG) が発足した。WWCLEG は、地域経済成長に関する 11 分野の政策評価を収集整理したエビデンス・レビュー等をまとめ、地方自治体等を対象とした研修を実施し、これらを政策立案に活用するための支援を行っている。
- ④ エビデンス・レビューは、多数の政策手段を扱っており、その有効性についての結果は様々であるが、例えば、職業訓練が雇用や賃金にプラスの影響を持つ、企業への業務助言がプラスの影響を持つといった結果が示されている。ただし、WWCLEG がエビデンスとして認定した政策評価の数は多くはなく、地域経済成長自体への影響は必ずしも明らかになっていない。
- ⑤ 近年開始された我が国の EBPM では、ロジックモデルによって、政策目的の明確化や、政策手段と政策目的達成の関係性 (論理) の整理を優先している。政策の有効性を示すエビデンスの活用は、その取組を習熟した後に検討・試行するとされている。地方創生においては、地方自治体の政策立案を支援するため、事例集や地域経済のデータ集 RESAS が整備されている。
- ⑥ WWCLEG の整備したエビデンス・レビューの内容は、我が国の地域経済活性化策の論理を考える上でも参考になる。また、WWCLEG の実績からは、a. 学術研究の結果を分かりやすく整理提供する取組、b. 大学、シンクタンク、コンサルタントが連携する小規模な事業運営の仕組み、c. 地方自治体等をワンストップで支援する体制などが、地域経済活性化において EBPM を推進する手法として参考になると言えよう。

はじめに

英国においては、「証拠に基づく政策立案」(Evidence-Based Policymaking: EBPM) の取組が 20 年以上前から進められている。その際、政策が機能 (work) しているか、そのコストに見合っているかが重視されている。そのため、証拠 (エビデンス) の中でも、政策とその成果の因果関係、すなわち政策の有効性に関するエビデンスが重視されている。近年、英国では、政策の有効性に関するエビデンスを収集・整理し、政策立案者やその実施者などの関係者に分かりやすく提供し、また、これらを実際の政策立案に活用することを支援する What Works Centre (WWC) が政策分野別に設立されている。地域経済を活性化するための政策に関する WWC としては、「地域経済成長のための WWC」(What Works Centre for Local Economic Growth: WWCLEG) があり、2013 年にその活動を開始している⁽¹⁾。

本稿は、我が国の地域経済活性化策の参考にすることを念頭に置いて、英国の WWCLEG の取組や実績などについての文献調査を基にまとめたものである。以下、I では、EBPM の基本的な考え方と、英国における EBPM の進展を確認した上で、近年の英国の EBPM において重要な位置を占めるとされる WWC の目的と機能を紹介する。次に II では、地域経済成長のための WWC である WWCLEG の組織や取組をまとめる。続いて III では、政策の着眼点 (個人、企業、場所) 別に WWCLEG がまとめたエビデンス・レビュー (Evidence Review) 等に基づいて、地域経済の成長を促す政策の有効性に関する多数のエビデンスを概観する。最後に IV では、英国の WWCLEG の活動成果について、我が国の地方創生 (特に地域経済活性化策) における EBPM への示唆を考察する。

I 英国における EBPM と WWC

EBPM とは何か、より具体的には、証拠 (エビデンス) とは何か、政策立案 (ポリシー・メイキング) とは何かについては、論者によって様々な見方があり、確立した定義は存在しない。I では、EBPM の源流を「エビデンス (証拠) に基づく医療」(Evidence-Based Medicine: EBM) に求める厳格な見方を紹介しつつ、英国における EBPM の進展を確認する。英国においては、近年、EBPM の取組が国から地方、政策立案者から実践者、公的セクターから民間セクターへ拡大している。そのような英国の EBPM において、重要な貢献が期待されている What Works Centre (WWC) の目的と機能を紹介する⁽²⁾。

* 本稿は令和 2 (2020) 年 6 月 30 日時点までの情報を基にしている。インターネット情報への最終アクセス日も同日である。

(1) “About us.” WWCLEG Website <<https://whatworksgrowth.org/about-us/>>

(2) I の記述は、主に小池拓自「第 3 章 海外における EBPM の先行事例」『EBPM (証拠に基づく政策形成) の取組と課題—総合調査報告書—』(調査資料 2019-3) 国立国会図書館, 2020, pp.57-72. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11460682_po_20190305.pdf?contentNo=1> をまとめたものである。英国における EBPM のより詳しい動向については、Peter Wells, “New Labour and evidence based policy making: 1997-2007,” *People, Place and Policy*, 1(1), 2007.5.22, pp.22-29. <https://extra.shu.ac.uk/ppp-online/wp-content/uploads/2013/06/new_labour_evidence_base_1997-2007.pdf>; *idem*, “Evidence based policy making in an age of austerity,” *People, Place and Policy*, 11(3), 2018.1.25, pp.175-183. <<https://extra.shu.ac.uk/ppp-online/wp-content/uploads/2018/01/evidence-based-policy-age-austerity.pdf>>; 家子直幸ほか「エビデンスで変わる政策形成—イギリスにおける「エビデンスに基づく政策」の動向、ランダム化比較試験による実証、及び日本への示唆—」『政策研究レポート』2016.2.12. 三菱 UFJ リサーチ & コンサ

1 EBM と「厳格な」EBPM

(1) 「エビデンス（証拠）に基づく医療」（EBM）

EBM とは、「研究でつくられた最善のエビデンスを、臨床知識・環境と、患者の価値観を統合して、目の前の患者のためにつかう」⁽³⁾ こととされる。すなわち、治療や予防といった措置と、健康の回復や維持といった効果の因果関係を示す科学的なエビデンスを治療方法の選択に用いる医療である⁽⁴⁾。

エビデンスについては、その質（エビデンス・レベル）が問われ、実験によって因果関係を厳密に評価したランダム化比較試験（Randomized Controlled Trials: RCT）が重視される。最も質の高い最上位のエビデンスは、RCT を体系的に収集し、評価した上で質の高い研究を統合するシステマティック・レビュー（Systematic Review）であり、以下、単独の RCT、各種自然実験（準実験）、非実験的な研究（回帰分析等）、各種比較研究（前後比較等）、専門家の意見といった順となる。

RCT とは、患者を介入群と対照群の 2 つに無作為（ランダム）に分け、介入群には投薬など特定の医療行為を行う（対照群には医療行為を行わない、偽薬を与える、あるいは既存の医療行為を行う等）実験を実施して、介入群と対照群の措置後の結果の差異を介入効果と考えて、特定の医療行為の効果を統計的に評価・分析する因果推論の手法である。自然実験（準実験）とは、RCT のような実験は行わないものの、地域、制度、社会など何らかの事象によって、介入群と対照群が、介入以外の要因について同質であるように分かれた状況を因果推論に用いる方法の総称である。あたかも実験が行われたかのように、自然に介入群と対照群が観察できる状況を用いることから自然実験（準実験）と呼ばれる⁽⁵⁾。

なお、医療分野に限らず、教育、犯罪防止、国際協力など様々な分野において、何らかの介入（処置）とその成果の因果関係についてのエビデンスを重視して、取組の実施の是非や手段の選択をすることを、「エビデンス（証拠）に基づく実践」（Evidence-Based Practice: EBP）と呼ぶ。EBM は医療分野の EBP と言うこともできる。

(2) 「厳格な」EBPM

エビデンスに基づく意思決定という考え方の源流は EBM にあるとするならば⁽⁶⁾、EBPM とは、政策実施とその効果の因果関係、すなわち政策の有効性のエビデンスに基づいて政策を立

ルティングウェブサイト <https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2016/02/seiken_160212.pdf>; 内山融ほか「英国におけるエビデンスに基づく政策形成と日本への示唆—エビデンスの「需要」と「供給」に着目した分析—」『RIETI Policy Discussion Paper Series』18-P-018, 2018.12. <<https://www.rieti.go.jp/jp/publications/pdp/18p018.pdf>> を参照。

(3) David L. Sackett et al., *Evidence-based MEDICINE: How to practice and teach EBM*, 2nd ed., 2000. (邦訳: David L. Sackett ほか『Evidence-based medicine—EBM の実践と教育—』エルゼビア・サイエンス, 2003) この訳は津谷喜一郎「日本のエビデンスに基づく医療 (EBM) の動きからのレッスン」国立教育政策研究所編『教育研究とエビデンス—国際的動向と日本の現状と課題—』明石書店, 2012, p.194 のもの。

(4) 英国の医師であり疫学者であるアーチボルド・L・コクラン (Archibald L. Cochrane) 博士は、1972 年の著書等において、医療の有効性を検証することの重要性や有効性を検証する手法として RCT の優越性を指摘している。なお、EBM の用語を最初に用いたのは、カナダのマクマスター (McMaster) 大学のゴードン・ガイアット (Gordon Guyatt) 教授とされる。小池 前掲注(2), pp.63-64.

(5) 因果関係を分析しエビデンスをつくる手法である RCT や自然実験の概要は、小池拓自・落美都里「第 1 章 我が国における EBPM の取組」『EBPM (証拠に基づく政策形成) の取組と課題—総合調査報告書—』前掲注(2), pp.30-35. (補論) <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11460680_po_20190303.pdf?contentNo=1> にまとめている。伊藤公一朗『データ分析の力—因果関係に迫る思考法—』光文社, 2017; 中室牧子・津川友介『「原因と結果」の経済学—データから真実を見抜く思考法—』ダイヤモンド社, 2017 等も参照。

案することを意味する。経済学の立場から、「EBPM とは限りある政策資源をどの政策に割り振るかという意思決定の過程の中で、エビデンスに基づいて効果の上がっている政策を特定し、その結果に基づいて政策資源を配分しようという考え方である」⁽⁷⁾ と説明されることもある。

このような EBPM を、本稿では「厳格な」EBPM と呼ぶ。「厳格な」EBPM とは、社会を改善するための政策手段として「何が機能するのか（有効なのか）」（what works）を重視し、その科学的な証拠であるエビデンスを用いた政策選択を、主に政策実施前に行うことと言えよう。

2 英国の EBPM 及び EBP

(1) ブレア政権と EBPM

1997 年の議会下院総選挙の結果、労働党によるトニー・ブレア（Tony Blair）政権（1997～2007 年）が発足した。英国において EBPM が本格的に導入されたのは、ブレア政権からと言われる⁽⁸⁾。

1999 年には、「政府の現代化」（Modernising Government）⁽⁹⁾ と題する白書が公表された。白書によれば、政府の現代化とは、直面する問題を特定し克服すること、そして、公共サービスを強化して、国民の要望に軸足を置いた政府に変革することである⁽¹⁰⁾。白書は、国民の要望に応えるための政策の在り方として、問題に適切に対応し、短期的な要望への対処ではなく、未来志向で証拠（エビデンス）に依拠した政策を実施することを挙げている⁽¹¹⁾。また、政策立案者には、より多くの新しい発想、これまでの方法を疑問視する意思、証拠（エビデンス）と研究のより良い利用、そして長期的な目標に合致した政策を重視することを期待している⁽¹²⁾。このように、国民の長期的な利益のために、効率的に行政サービスを提供する政府を実現するという目的の手段として、証拠（エビデンス）を政策立案に活用する EBPM の取組が始まった。

2003 年、財務省は、政府機関のガイドラインとして政策の事前評価及び事後評価の方法をまとめた Green Book を改訂した。このガイドラインは、政府は公共サービスを改善することを約束しているとし、その取組において重要なことは、社会に最も貢献する活動に予算を投じ、それを最も効率的に実施することを確実にしていくこととしている。英国の政策過程は、論拠（Rationale）、目標（Objectives）、事前評価（Appraisal）、モニタリング（Monitoring）、事後評価（Evaluation）、フィードバック（Feedback）の各段階（ROAMEF サイクル）から構成されており、ガイドラインは、例えば、事前評価の報告書において、評価の結論とその結果に基づ

(6) 青柳恵太郎「EBPM が継承すべき EBM の思考法」『行政 & 情報システム』54(5), 2018.10, p.28 は、Jon Baron, “A Brief History of Evidence-Based Policy,” *The ANNALS of the American Academy of Political and Social Science*, 678(1), 2018.7, pp.40-50 を引用して、EBPM は EBM の系譜に連なるとしている。なお、本稿としては、EBPM の源流には、米国のプログラム評価（Program Evaluation）もあり、その影響は大きいと考えている。小池 前掲注(2), pp.58-62。

(7) 川口大司「エビデンスに基づく政策形成と経済学」『日本労働研究雑誌』705 号, 2019.4, p.8. <<https://www.jil.go.jp/institute/zassi/backnumber/2019/04/pdf/008-012.pdf>>

(8) 内山ほか 前掲注(2), p.2. これに先立って、1990 年代には英国の国民保健サービス（National Health Service: NHS）において、EBM の考え方に沿った改革が進められていた（正木朋也・津谷喜一郎「エビデンスに基づく医療（EBM）の系譜と方向性—保健医療評価に果たすコクラン共同計画の役割と未来—」『日本評価研究』6(1), 2006.3, pp.4-5. <http://evaluation.jp/files/Vol06_No1.pdf>; 小池 前掲注(2), pp.63-65)。

(9) Cabinet Office, *Modernising Government*, Cm 4310, 1999.3. <<https://webarchive.nationalarchives.gov.uk/20131205110329/http://www.archive.official-documents.co.uk/document/cm43/4310/4310-00.htm>>

(10) “1. Vision, 18,” *ibid.* <<https://webarchive.nationalarchives.gov.uk/20131205122557/http://www.archive.official-documents.co.uk/document/cm43/4310/4310-01.htm>>

(11) “2. Policy making, 2,” *ibid.* <<https://webarchive.nationalarchives.gov.uk/20131205122558/http://www.archive.official-documents.co.uk/document/cm43/4310/4310-02.htm>>

(12) “2. Policy making, 6,” *ibid.*

く勧告（改善策）を裏付ける十分な証拠（エビデンス）を提示することを求めている⁽¹³⁾。

なお、ここでいう証拠（エビデンス）とは、専門家の知識、既存の国内あるいは国際的な研究、既存の統計、利害関係者との協議、従来の政策の評価結果、適用可能な新たな調査、インターネット情報を含む2次情報など様々な情報源を基にした質の高い情報を指し、協議の結果の分析、政策手段別の費用、経済又は統計モデルの結果も含まれる⁽¹⁴⁾。

このように、ブレア政権から始まった英国のEBPMは、前述の「厳格な」EBPMとは異なり、政策立案は一連の政策プロセスを意味し、証拠（エビデンス）は、政策の有効性に限定されず、定性的な情報を含むなど幅広いものである。ただし、労働党の選挙スローガンは、“What counts is what works”（「重要なことは何が有効なのか（機能するのか）である」）であり⁽¹⁵⁾、政策が機能し、その効果によって国民の生活を改善することを最も重視するとの課題設定が明確になっている。

(2) キャメロン政権とEBP

労働党政権（ブレア政権、ゴードン・ブラウン（Gordon Brown）政権（2007～2010年））の後、2010年、デービッド・キャメロン（David Cameron）政権（2010～2016年、第1次は保守党・自由民主党の連立政権、第2次は保守党の単独政権）が発足した。政権発足時に政府の現代化やエビデンスに言及はなく、また、政権担当期間を通じてEBPMについての何らの発表はなかったものの⁽¹⁶⁾、証拠（エビデンス）を重視する政策は継承された。例えば、前述のGreen Bookは、2013年に全面改訂され、その後も随時改訂されており、証拠（エビデンス）に基づく事前評価と事後評価を政策立案に活用するという2003年版の考え方は踏襲されている⁽¹⁷⁾。

キャメロン政権は、2008年のリーマンショック後の世界不況によって悪化した英国財政の再建と経済回復を最重要課題としていた。緊縮財政によって歳出削減の対象となった公共サービスを、地方自治体や地域コミュニティ、非営利組織や社会的企業などに委ね、権限を委譲し、情報と資金を提供することで、より良い公共サービスが効率的に提供される「大きな社会」（Big Society）が政府の重要な目標となった⁽¹⁸⁾。その際、どんな政策が有効であるかのエビデンスを活用して、資金と資源の配分を効率的なものとすることによって、保健、教育、警察などの具体的な公共サービスを改善することが指向されたため、この取組はEBPと呼ぶこともできる。こうして、英国でのEBPMの取組は国から地方、政策立案者から実践者、公的セクターから民間セクターに拡大することになった。

(13) HM Treasury, *The Green Book: Appraisal and Evaluation in Central Government, Treasury Guidance*, 2003, pp.v, 3, 6. <https://webarchive.nationalarchives.gov.uk/20080305121602/http://www.hm-treasury.gov.uk/media/3/F/green_book_260907.pdf> このほか、政策を実施する妥当性や費用対効果についてもエビデンスを求めている。

(14) “Chapter 7,” Strategic Policy Making Team, Cabinet Office, *Professional Policy Making for the Twenty First Century*, 1999.9. <<https://dera.ioe.ac.uk/6320/1/profpolicymaking.pdf>>

(15) Sandra Nutley and Jeff Webb, *Evidence and the policy process*, Huw T.O. Davies et al., eds., *What Works? Evidence-based policy and practice in public services*, Bristol: Policy Press, 2000, p.20. <http://www.bums.ac.ir/dorsapax/filemanager/userfiles/sub_41/22244.pdf>

(16) Wells, “Evidence based policy making in an age of austerity,” *op.cit.*(2), p.177.

(17) HM Treasury, *The Green Book: Central Government Guidance on Appraisal and Evaluation*, 2018, pp.iv, 1, 5, 9. <https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/685903/The_Green_Book.pdf> なお、家子ほか 前掲注(2), pp.12-13は、教育や医療分野においてエビデンスを重視する前政権の政策を継続したことをその証左としている。

(18) “Big Society Speech, Transcript of a speech by the Prime Minister on the Big Society,” 2010.7.19. GOV.UK Website <<https://www.gov.uk/government/speeches/big-society-speech>>

3 エビデンス仲介機関としての What Works Centre (WWC)

(1) WWC の目的

「大きな社会」の取組においては、公共サービスの担い手を、地方自治体や地域コミュニティ、非営利組織や社会的企業などに拡大しつつ、限られた予算の中で公共サービスを改善するため、政策の有効性についての最善のエビデンスを政策決定に活用することが重視された。そのためには、公共サービスを担う多様な関係者が、政策の有効性に関するエビデンスを分かりやすい形で入手し、実際に活用できる仕組みが必要となった。

英国では、1999年に設立された国立医療技術評価機構（National Institute for Health and Care Excellence: NICE）が、病気の予防、診断、治療における最も効果的な方法について、エビデンスに基づいたガイダンスを提供していた。NICEは、医師などの専門家、学術関係者、政策立案者との協力体制を構築し、関係者から尊重されていた。このNICEをモデルとして、エビデンスに基づく政策決定の対象を医療分野から社会分野に拡大し、政策分野別にエビデンス仲介機関である What Works Centre (WWC) を設立した上で、それらが相互に協力するネットワークを構築することが構想された⁽¹⁹⁾。

(2) WWC の機能

社会分野の政策決定者には、政府の大臣や地域の首長のみならず、医師、学校長、警察署長、児童相談所の専門家などの多くの実務者も含まれる⁽²⁰⁾。したがって、WWCは、学術研究と公共サービスの「架け橋」(Bridge)⁽²¹⁾ となって、ニーズのあるエビデンスを収集し、理解しやすい形で提供し、実際に活用できるよう支援する役割を持つ。

WWCは、その役割を果たすため、各々の分野の政策について、有効性のエビデンスを創出する (generate)、様々な政策決定者に分かりやすく翻訳する (translate)、政策 (実践) に適用する (adopt) の3つの機能を持つ⁽²²⁾。具体的には、以下である⁽²³⁾。

創出とは、エビデンスを収集し、体系的に評価し、システマティック・レビューなどの形で総合的にまとめることである。また、エビデンスが不足する分野を特定し、その不足を埋める新しい研究を委託あるいは奨励することも含まれる。

翻訳とは、学術的な論文の形ではなく、政策決定者が容易に理解できる形で完全に公開することである。異なる手段を有効性、確度（エビデンスの強度（質））、可能であれば費用対効果の観点から比較できるようなツールキット (Toolkit) の形で提供する方法も含まれる。

(19) HM Government, *What Works: evidence centres for social policy*, 2013.3, pp.i-ii. <https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/136227/What_Works_publication.pdf> WWCの構想は、この文書に先立ち、2012年の公共サービス改革の文書に記載されている (*idem*, *The Civil Service Reform Plan*, 2012.6, p.17. <https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/305148/Civil-Service-Reform-Plan-final.pdf>)。

(20) What Works Network, *What Works?: evidence for decision makers*, 2014.11.25, p.6. <https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/676801/What_works_evidence_for_decision_makers_update_2018_01_12.pdf>

(21) What Works Network, *The What Works Network: Five Years On*, 2018.1, p.36. <https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/677478/6.4154_What_works_report_Final.pdf>

(22) Cabinet Office, "What Works Network: Membership Criteria," 2018.10, p.4. <https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/747965/WW-membership-paper_Oct2018.pdf> 従来の資料では、翻訳 (translate) を伝達 (transmit) と説明していたものもある (What Works Network, *op.cit.*(20), pp.6-7)。

(23) What Works Network, *op.cit.*(21), pp.10-35; Cabinet Office, *ibid.*, pp.4-5; What Works Network, *ibid.*, pp.6-7. ただし、Cabinet Office, *ibid.* のように、ツールキットの提供をエビデンスの創出 (generate) に含める場合もある。

適用とは、政策決定者がエビデンスを活用するため、ワークショップや会議などによって支援や協力を行うことである。

(3) WWC ネットワーク

英国では、エビデンス仲介機関として、前述した医療分野の NICE に次いで、2011 年には教育分野の教育基金財団（Education Endowment Foundation: EEF）が設立されていた。2013 年には、犯罪防止、青少年への早期関与、地域経済成長のための WWC が、それぞれ設立された。内閣府は、これらの WWC のネットワークとして What Works Network（WWN）を組成した⁽²⁴⁾。

最善のエビデンスに基づいた優れた意思決定を実現するとの原理に基づいて、各 WWC は、WWN の定期的な会合などによって知見を共有することや、内閣府が主導する実験に参画するなど相互に協力する関係にある。各 WWC の組織形態、資金調達方法、活動方法は様々であるが、WWN の正式メンバーとなる要件として、WWC の運営は、以下、6 つの原則（英語の頭文字から IMPACT 原則）に従うことが求められている⁽²⁵⁾。

- ① 利用者に偏りのない助言をする独立性（Independent）
- ② 質の高いエビデンスを保証する厳格な方法（Methodologically Rigorous）
- ③ 政策の選択肢の比較が可能となる実践性（Practical）
- ④ 利用者に分かりやすい形でエビデンスを提供する利用可能性（Accessible）
- ⑤ 利用者がエビデンスを実際に活用するための能力開発（Capacity-building）
- ⑥ 提供するエビデンスの導出方法や限界と、自らの実績を明示する透明性（Transparent）

2019 年 10 月現在、WWN は 9 の正式メンバーと 4 の準メンバーで構成されており（表 1）、対象となる公共サービスは 2500 億ポンド（32.9 兆円）に及んでいる⁽²⁶⁾。

表 1 WWC 一覧

名称	分野	設立年	資格 ^(注)
National Institute for Health and Care Excellence（NICE）	医療、保健	1999	Full
Education Endowment Foundation（EEF）	教育	2011	Full
College of Policing What Works Centre for Crime Reduction	犯罪防止	2013	Full
Early Intervention Foundation	青少年への早期関与	2013	Full
What Works Centre for Local Economic Growth（WWCLEG）	地域経済成長	2013	Full
Centre for Ageing Better	高齢者福祉	2015	Full
What Works Centre for Wellbeing	個人と社会の豊かさ	2014	Full
Centre for Homelessness Impact	ホームレス援助	2018	Full
What Works for Children's Social Care	保育・児童保護	2018	Full
Youth Endowment Fund	少年（10-14 歳）非行防止	2018	Affiliate
Youth Futures Foundation	若者就労支援	2019	Affiliate
Centre for Transforming Access and Student Outcomes in Higher Education	高等教育	2019	Affiliate
Wales Centre for Public Policy	ウェールズ経済社会	2017	Associate

（注） Full は正式メンバー（Full Member）、Affiliate と Associate は準メンバー

（出典） “Guidance: What Works Network,” Last updated 2019.10.22. GOV.UK Website <<https://www.gov.uk/guidance/what-works-network>> 及び各 WWC のウェブサイトを基に筆者作成。

⁽²⁴⁾ HM Government, *What Works: evidence centres for social policy*, op.cit.(19), p.3; Cabinet Office, *ibid.*, p.1.

⁽²⁵⁾ Cabinet Office, *ibid.*, pp.2-3.

⁽²⁶⁾ “Guidance: What Works Network,” Last updated 2019.10.22. GOV.UK Website <<https://www.gov.uk/guidance/what-works-network>> 日本円換算は、1 ポンド = 131.61 円（日本銀行国際局「報告省令レート（令和 2 年 7 月分）」2020.6.19. <https://www.boj.or.jp/about/services/tame/tame_rate/syorei/hou2007.htm/>）による（以下、同じ）。

II 地域経済成長のための WWC としての WWCLEG

II では、地域経済成長のための WWC として 2013 年に発足した What Works Centre for Local Economic Growth (WWCLEG) の目的、主な取組、運営などを確認した上で、WWCLEG の活動を概観する⁽²⁷⁾。

1 WWCLEG とは

(1) 目的

2013 年 10 月、WWCLEG は発足した。WWCLEG は、WWN の正式メンバーであり、地域の政策担当者や実務担当者に対して、地域経済の成長のための各種政策の有効性に関するエビデンスを提供し、政策への適用を支援することを目的としている⁽²⁸⁾。

(2) 主な取組

WWCLEG は、地域経済成長のための WWC として、以下の取組を行っている⁽²⁹⁾。

- ① 地域経済成長のための政策のエビデンスを体系的に収集・評価し、質の高いエビデンスを特定し、政策の有効性と制度設計に関する重要な知見を明確にする。
- ② 地方自治体、地域産業パートナーシップ⁽³⁰⁾、中央政府、企業が、政策の制度設計とその実施においてエビデンスを理解し、より効果的に活用できるように支援するため、ワークショップなどのイベントを開催する。
- ③ 革新的な施策を開発し、検証する地方政策の実証プロジェクトを支援することで、英国内で蓄積されるエビデンスの蓄積 (evidence base) の質を向上させる。

前述したように、WWC は、有効性のエビデンスを創出する (generate)、様々な政策決定者に分かりやすく翻訳する (translate)、政策 (実践) に適用する (adopt) の 3 つの機能を持つ (I-3(2))。上記の①はエビデンスの創出と翻訳、②はエビデンスの翻訳と適用、③はエビデンスの創出と適用に当たると言えよう。

(3) 運営

WWCLEG は、経済分野の名門大学であるロンドン・スクール・オブ・エコノミクス (London School of Economics and Political Science: LSE) が主導し、地域経済のシンクタンクである都市センター (Centre for Cities: CfC)、インフラや都市計画などの分野の国際的なエンジニアリング及びコンサルティング会社であるアラップ社 (Arup) との共同事業 (partnership) としてスタートし、2020 年からの第 3 フェーズでは、LSE と CfC の 2 者による運営となっている⁽³¹⁾。

(27) II の記述は、“About us,” *op.cit.*(1)などの WWCLEG のウェブサイトの情報を中心に、What Works Network, *op.cit.*(20); *idem*, *op.cit.*(21); David Gough et al., *UK What Works Centres: Aims, methods and contexts*, EPPI-Centre, Social Science Research Unit, UCL Institute of Education, University College London, 2018. <<https://eppi.ioe.ac.uk/cms/LinkClick.aspx?fileticket=ljxYkzT76lg%3d&tabid=3731&portalid=0&mid=7472>>などを参照した。

(28) “About us,” *ibid*.

(29) WWCLEG, *2017-2019 Strategy*, 2017.4, p.1. <https://whatworksgrowth.org/public/files/17-04-26_Our_Strategy.pdf>

(30) 地域の経済振興を目的とした、自治体と民間企業による共同組織。

(31) “About us,” *op.cit.*(1); Lynne Miles, “What’s next for the What Works Centre for Local Economic Growth,” 2020.3.12. WWCLEG Website <<https://whatworksgrowth.org/blog/whats-next-for-the-what-works-centre-for-local-economic-growth/>>

経済地理学を専門とするヘンリー・オーバーマン (Henry Overman) LSE 教授が、理事長 (Director) として WWCLEG を率いている⁽³²⁾。多数のエコノミストを含む LSE のチームは、政策評価や地域のパートナーとの支援活動を指導し、管理している。CfC は、イベント、ソーシャルメディア、関係者との調整などの外部コミュニケーションを担当している。Arup は、当初はエビデンスの収集とそのレビューを担っていたが、その後、政策評価に関するワークショップ (Workshop) の実施を主に担当した⁽³³⁾。

なお、WWCLEG の運営に携わる人員は、フルタイム (常勤) 換算で 9 人、年間の運営費用は 125 万ポンド (1.6 億円) である (2017 年)⁽³⁴⁾。専門性が高い少数の人材が運営し、学術分野との連携を活用する小規模な事業と言えよう。

(4) 運営資金と独立性

WWCLEG の運営資金は、経済社会リサーチカウンシル (Economic and Social Research Council: ESRC)⁽³⁵⁾ と、以下の中央官庁が拠出している⁽³⁶⁾。

- ビジネス・エネルギー・産業戦略省 (Department for Business, Energy and Industrial Strategy)
- 住宅・コミュニティ・地方政府省 (Ministry of Housing, Communities and Local Government)
- 労働年金省 (Department for Work and Pensions)
- 運輸省 (Department for Transport)

政府からの資金提供を受けているものの、WWCLEG は独立した組織として、ESRC との契約に基づいて運営されている。WWCLEG を運営する LSE、CfC、Arup は、組織が党派性を持たず、公平性と独立性を維持することが、WWCLEG の信頼性にとって本質的に重要であると考えている。WWCLEG の業務成果は、独立性を持つ専門家委員会 (board of experts) や学術委員会 (academic panel) が検証することによって、明確性と厳密性が担保されている⁽³⁷⁾。

2 WWCLEG の活動

WWCLEG の具体的な活動は以下のとおりである。WWCLEG は、地方自治体や地域産業パートナーシップなど (以下「地方自治体等」) を対象として、これらの活動を実施している。

- エビデンス・レビュー (Evidence Review) : 政策分野別にエビデンスを収集し、それらを評価してまとめた報告書の作成
- ツールキット (Toolkit) : 政策を実施するための具体的な制度 (手段) の有効性、エビデンスの質、費用対効果を分かりやすく紹介する報告書の作成
- イベント (Event) : エビデンスの政策立案への活用を支援するためのワークショップなどの開催
- 評価支援 (Evaluation Support) : 新たに試行する政策の評価の支援

⁽³²⁾ “Professor Henry Overman: Director.” *ibid.* <<https://whatworksgrowth.org/about-us/our-team/professor-henry-overman/>>

⁽³³⁾ “Our Team.” *ibid.* <<https://whatworksgrowth.org/about-us/our-team/>>

⁽³⁴⁾ Gough et al., *op.cit.*(27), pp.28, 37. NICE (常勤 595 人を含みフルタイム換算で 617 人の人員を持ち、年間運営費用は 7130 万ポンド (93.8 億円)) を除けば、その他の WWC もフルタイム換算で 5 ~ 27 人の小規模な組織である。*idem*, pp.29, 31, 33, 35, 39, 41, 43, 45.

⁽³⁵⁾ ESRC は、政府資金で運営される政府外公共機関 (Non Departmental public body) である英国リサーチ・イノベーション (UK Research and Innovation) の一部門として、経済社会問題に関する研究を行う学術機関や研究者に資金を提供する機関である (“What we do.” ESRC Website <<https://esrc.ukri.org/about-us/what-we-do/>>).

⁽³⁶⁾ “About us,” *op.cit.*(1)

⁽³⁷⁾ Andrew Carter, “Frequently Asked Questions,” 2014.1.22. WWCLEG Website <<https://whatworksgrowth.org/blog/frequently-asked-questions>>

当初3年間の活動の重点はエビデンスの収集整理や利用者との関係を構築することであったが、2017年以降の活動の重点は、利用者に対する実践的な支援などに移された⁽³⁸⁾。これらの基本的な活動に加えて、英国のEU脱退（Brexit）の影響と対策についての調査（2017年）⁽³⁹⁾等の実績もあり、現在は、新型コロナウイルスからの経済回復を支援する政策に関してエビデンス・レビュー等の提供を行っている⁽⁴⁰⁾。

(1) 分析対象となる政策分野

WWCLEGは、特定の政策介入が、雇用や賃金の増加、付加価値の増大などの形で地域経済の成長に効果があったかの影響評価（Impact Evaluation）、すなわち政策の有効性評価とその費用に着目している。WWCLEGは、賃金や生産性の向上などを図り、地域経済成長の促進に有効であることが期待される政策介入を、①個人を対象としたもの（職業訓練等）、②企業を対象としたもの（資金援助等）、③場所に注目したもの（地域再生プロジェクト等）の3つに大別し、具体的な方法によって11の政策分野に分類している（表2）⁽⁴¹⁾。

表2 政策介入分野の分類

① People-focused policies 個人を対象とした政策		
Apprenticeships	養成訓練制度	主に若者を対象とし、労働と学習を複合した企業内有給訓練への支援
Employment Training	職業訓練	成人を対象とした技能習得や資格取得の訓練（再訓練を含む）への支援
② Business-focused policies 企業を対象とした政策		
Access to Finance	金融アクセス	規制、公的融資、保証、補助金などによる企業の金融アクセスの改善
Business Advice	業務助言	情報提供、アドバイザー利用への補助などの企業活動支援
Innovation	イノベーション支援	補助金、ネットワーク形成、大学への資金提供等によるR&D促進
③ Place-based policies 場所に注目した政策		
Area Based Initiatives	特定地域優遇措置	規制、税、補助金、インフラ整備などの優遇（企業特区を含む）
Broadband	ブロードバンド普及	常時インターネットアクセスの提供又は利用補助などの施策
Estate Renewal	不動産の再生	住居や居住環境などの快適性を改善する施策
Public Realm	公共空間改善	公園の設置、地域美化、中心街への移動改善などの幅広い施策
Transport	交通	交通インフラの拡張と改善や交通サービスの改善
Sport and Culture	スポーツと文化	スポーツや文化のイベントの開催や、関連施設の整備

（出典）“Evidence Reviews.” WWCLEG Website <<https://whatworksgrowth.org/policy-reviews/>> を基に筆者作成。

(2) エビデンス・レビュー（Evidence Review）

WWCLEGは、地域経済成長を促すことが期待される様々な政策介入について、学術研究やシンクタンクの報告書など1万を超える多数の評価を収集している。WWCLEGは、収集した評価のうち、英国あるいはOECD諸国での政策介入についての影響評価であって、介入があった場合（介入群）となかった場合（対照群）の差異を統計的に比較するなど、その分析手法の質が一定基準以上の評価をエビデンスと認定し、エビデンスによって判明したこと、明らかで

(38) WWCLEG, *op.cit.*(29), pp.1-2.

(39) “Responding to Brexit.” WWCLEG Website <<https://whatworksgrowth.org/policy-challenges/responding-to-brexit/>>

(40) “Economic recovery from COVID 19.” *ibid.* <<https://whatworksgrowth.org/policy-challenges/economic-recovery-from-covid-19/>>; “COVID-19 and supply chains.” *idem* <<https://whatworksgrowth.org/resources/covid19-and-supply-chains/>>; “COVID-19: Public transport disruptions and behaviour change.” *idem* <<https://whatworksgrowth.org/resources/covid-19-public-transport-disruptions-and-behaviour-change/>>; “COVID-19: Data sources to inform local economic recovery.” *idem* <<https://whatworksgrowth.org/resources/covid-19-data-sources-to-inform-local-economic-recovery/>>

(41) “Evidence Reviews.” *ibid.* <<https://whatworksgrowth.org/policy-reviews/>>

はないこと、エビデンスが不足する事項などについてまとめたエビデンス・レビュー（Evidence Review）を公表している。2014～2016年の創設当初の3年間に、11の政策分野のうち10分野についてのエビデンス・レビュー（本文40～50ページ、サマリー5ページ程度）が作成され、公表されている（それらの内容をⅢにまとめる）⁽⁴²⁾。

分析手法の基準によって、RCTや自然実験（I-1(1)参照）など、政策の介入群と対照群を比較する因果推論⁽⁴³⁾が行われた評価が採用され、単純な政策実施の前後比較や相関関係による評価や、そもそも影響評価を含まない評価（例えばプロセス評価）は除外される⁽⁴⁴⁾。表3は、エビデンス・レビューの作成手順をまとめたものである⁽⁴⁵⁾。

表3 エビデンス・レビュー作成手順

段階	内容
Scope	範囲の設定
Search	評価の収集
Shift	評価の抽出
Score	品質の評価
Synthesis	統合と結論

(注1) User Panel: 地方自治体等の関係者で構成する独立した委員会であり、WWCLEGの活動について助言を行う。

(注2) Academic Panel: 研究者で構成する独立した委員会であり、エビデンス・レビューの品質チェックを行う。

(出典) “About our Reviews.” WWCLEG Website <https://whatworksgrowth.org/public/files/Methodology/14-03-20_About_our_Reviews.pdf> を基に筆者作成。

(3) ツールキット (Toolkit)

ツールキット (Toolkit) とは、政策を実施するための具体的な制度 (介入手段) について、エビデンスの強度 (質)、費用、有効性の3点を明確にし、各種研究を引用する形で、政策介入手段に関する情報を5～10ページ程度に分かりやすくまとめたものである。WWCLEGは、エビデンスに基づく政策設計を、地方自治体等の担当者がより効果的に行うことを支援するため、ツールキットを作成している⁽⁴⁶⁾。

例えば、個人を対象とした政策のうち、職業訓練 (Employment Training) であれば、その具

(42) *ibid.*; “What Works Centre for Local Economic Growth.” Arup Website <<https://www.arup.com/projects/what-works-centre-for-local-economic-growth>> 11分野のうち公共空間改善 (Public Realm) については、概要説明 (Briefing) となっている (“Public Realm: Summary.” WWCLEG Website <<https://whatworksgrowth.org/policy-reviews/public-realm/>>)。10分野のうち、イノベーション支援については、助成金、融資、補助金 (grants, loans and subsidies) と研究開発税額控除 (R&D tax credits) の2点 (“Innovation: Summary.” *idem* <<https://whatworksgrowth.org/policy-reviews/innovation/>>)、特定地域優遇措置については、EU基金 (EU Programmes) と企業特区 (Enterprise Zones) の2点 (“Area Based Initiatives: Evidence Review.” *idem* <<https://whatworksgrowth.org/policy-reviews/area-based-initiatives/evidence-review/>>) のエビデンス・レビューが作成され、その他の8分野は分野別に1つのエビデンス・レビューが作成されている。

(43) 「用語集」『EBPM (証拠に基づく政策形成) の取組と課題—総合調査報告書—』前掲注(2), pp.201-202. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11460691_po_20190313.pdf?contentNo=1> 参照。

(44) 基準は Maryland Scientific Methods Scale (SMS) を基にして、分析対象の選択についてのバイアス (偏り) の程度、すなわち頑健性 (robustness) によって5段階のランクが決まる。介入群と対照群を設定し、その差異に着目する手法はランク3以上となり採用される。RCTは基本的には最上位となるが、手法によって単純にランクが決定されるわけではなく、その実施方法 (例えば、無作為抽出の適切性等) で調整される。WWCLEG, *Guide to Scoring Evidence Using the Maryland Scientific Methods Scale*, Updated June 2016, pp.5, 30-32. <https://whatworksgrowth.org/public/files/Methodology/16-06-28_Scoring_Guide.pdf>

(45) “About our Reviews.” WWCLEG Website <https://whatworksgrowth.org/public/files/Methodology/14-03-20_About_our_Reviews.pdf>

(46) “Toolkits.” *ibid.* <<https://whatworksgrowth.org/toolkits/>> ツールキットについては、適切な場合には、対象国をエビデンス・レビューよりも拡大し、OECD諸国以外の政策評価も参照されている。

体的な政策介入手段である①個人の適性を見極め適切な訓練コースを紹介するキャリア相談 (Careers Counselling)、②職業訓練の参加と継続に対する金銭報酬 (Financial Incentives)、③職業訓練に備えた事前資格取得 (Pre-qualifications)、④職業訓練への参加率を向上させることを目的とする文書やメールによる講習内容のリマインダー (Reminders) の4つについて、その内容や、有効性などについて説明するツールキットが作成されている。文書に加えて、当該政策介入手段について、エビデンスの強度、実施の費用、有効性が3段階評価で図示 (図1はキャリア相談の例) されている⁽⁴⁷⁾。

図1 キャリア相談のエビデンスの強度、実施の費用、有効性



(注) キャリア相談 (Careers Counselling) は「適切な研修の選択を支援する」とされ、1行目に目的 (研修の受講と修了率の向上)、2行目にエビデンスの強度 (🔑 鍵マーク1つ)、3行目に実施の費用 (£££ ポンドマーク2つ)、4行目に有効性 (●マル印2つ) が示されている。

(出典) “Employment Training Toolkit: Careers Counselling.” WWCLEG Website <<https://whatworksgrowth.org/resources/employment-training-toolkit-careers-counselling/>>

(4) 支援イベント (Event)

WWCLEG は、地域経済の成長のためのエビデンスの活用を支援するため、地方自治体等を対象として、政策ディスカッション (Policy Discussion) 及び評価ワークショップ (Evaluation Workshop) という2種類の支援イベント (Event) を開催している⁽⁴⁸⁾。

政策ディスカッションは、WWCLEG が整理したエビデンス・レビューなどを基とし、地域経済成長のための政策の導入方法についての研修であり、2014～2019年の間に16回開催されている⁽⁴⁹⁾。

評価ワークショップは、政策介入についての影響評価 (Impact Evaluation) を理解し、実行するための研修であり、依頼に応じて行うオーダーメイド方式と、WWCLEG が開催する会合に参加する方式がある。評価ワークショップは、既存のエビデンス・レビューやツールキットを理解した上で、政策の試行とその評価などのケーススタディなどによって、新たなエビデンスの獲得方法を習得することを目的とし⁽⁵⁰⁾、2014～2018年の間に22回開催されている⁽⁵¹⁾。

(5) 政策評価の支援 (Evaluation Support)

WWCLEG は、地方自治体等が政策介入についての影響評価を行うための政策評価の支援

(47) *ibid.*

(48) “Events.” WWCLEG Website <<https://whatworksgrowth.org/events/>>

(49) “Events: Policy Discussion.” *ibid.* <<https://whatworksgrowth.org/events/policy-discussion-event>>

(50) “Our Workshops.” *ibid.* <<https://whatworksgrowth.org/about-us/our-workshops/>>

(51) “Events: Evaluation Workshop.” *ibid.* <<https://whatworksgrowth.org/events/one-day-evaluation-workshops/>>

(Evaluation Support)を行っている。その方法としては、前述した支援イベントとしての評価ワークショップの開催や、ウェブサイトでのガイドブックの提供に加え⁽⁵²⁾、政策評価について個別に助言を行うことや、評価活動に直接関与することも想定されている⁽⁵³⁾。

WWCLEG は、エビデンスが十分に集まらない政策分野について、地方自治体等やその他様々な機関と協力する形で政策評価に関与してエビデンスを増やそうとしている⁽⁵⁴⁾。例えば、地方自治体等が試行的に施策を実施する際、WWCLEG は、その政策評価を支援する実証プロジェクト (demonstration project) を実施している。実証プロジェクトは、当該地方自治体の公共サービスの改善に直接つながると同時に、WWCLEG の持つエビデンスの蓄積が進む点で、他の地方自治体等にも還元される可能性もある。実証プロジェクトは、進行中であり、今後、その成果が公表されることが期待される⁽⁵⁵⁾。

Ⅲ 地域経済成長の政策に関するエビデンス

2013年の設立以降、WWCLEG が作成してきたエビデンス・レビューとツールキットを基に、地域経済成長のための各種政策の効果などについて、政策分野別 (表2参照) に概観する⁽⁵⁶⁾。主な結果としては、①個人を対象とした政策では、職業訓練等で雇用や賃金にプラスの影響が見られる、②企業を対象とした政策では、業務助言やイノベーション支援の一部で企業活動にプラスの影響が見られる、③場所に着目した政策では、特定地域の優遇施策やブロードバンド普及にプラスの影響が見られる (ただし、特定地域の優遇は、他地域からの効果の移転に過ぎない可能性もある。)、が挙げられる。なお、場所に着目した政策では、公共空間の改善、交通、スポーツと文化については、地域経済への影響が限定的あるいは確認できないという結果となっている。

ただし、収集された多数の政策分析 (13,200件) のうち、WWCLEG の基準を満たす政策効果の因果推論を行っている分析の数は371件 (約3%) に過ぎない。また、エビデンスの強度が弱い場合や、費用情報が明らかではない場合が多く、政策についての明確な結果とは必ずしも言えない点に留意する必要がある。さらに、雇用や企業活動への効果についての分析が大部分であって、地域経済成長自体への影響は必ずしも明らかではない点に注意する必要がある。

1 個人を対象とした政策

(1) 養成訓練制度 (Apprenticeships)

養成訓練制度 (Apprenticeships) は、主に若者を受講生とし、労働と学習を複合した企業内
有給訓練を支援する取組である。エビデンス・レビューによれば、養成訓練制度は、若者のスキルを向上させ、より高い賃金と長期的な雇用を実現している (表4)⁽⁵⁷⁾。

⁽⁵²⁾ “How to Evaluate.” *ibid.* <<https://whatworksgrowth.org/how-to-evaluate/>> ガイドブックは、評価手法に関するものが8点と、政策分野別の多数のケーススタディから成る。

⁽⁵³⁾ “Evaluation Support.” *ibid.* <<https://whatworksgrowth.org/about-us/pilot-projects/>> 直接関与とは、評価業者の入札要件の策定、評価あるいは実施委員会へのメンバー派遣、評価報告書のレビューなどである。

⁽⁵⁴⁾ “Our evaluations.” *ibid.* <<https://whatworksgrowth.org/how-to-evaluate/our-evaluations/>>

⁽⁵⁵⁾ Meg Kaufman, “Four lessons from our policy evaluation experiments,” 2018.6.15. *ibid.* <<https://whatworksgrowth.org/blog/four-lessons-from-our-policy-evaluation-experiments/>> 2018年6月段階で、着手した24の実証プロジェクトのうち、4つが進行中 (2020年末までに結果が公表される予定) であったが、資金の制約、倫理上の懸念、失敗への恐れ、規模の不足などを理由として、20のプロジェクトは頓挫していた。

表4 養成訓練制度（Apprenticeships）の効果等

内容	主に若者を対象とし、労働と学習を複合した企業内給訓練への支援			
収集した政策評価件数	主な効果	○受講生のスキルレベルを向上させ、更なる訓練や学習を促す		
1,250 件		○受講生の賃金を向上させる（ただし、負の効果の場合もある）		
内 基準を満たすもの	主な効果	○賃金向上の影響は、受講生のタイプによって異なる		
27 件		○英国の養成訓練制度 ^(注1) の場合、高度な養成訓練が生涯賃金の伸びを大きくする		
Toolkits（ツールキット）	政策介入方法別の特徴 ^(注2)	エビデンスの強度	実施の費用	有効性
Mentoring メンタリング ^(注3)		🔒 🔒 🔒	£ £ £	● ● ○
Financial Incentives 金銭的なインセンティブ ^(注4)		🔒 🔒 🔒	£ £ £	● ● ○
Pre-apprenticeships 事前研修 ^(注5)		🔒 🔒 🔒	£ £ £	● ● ○

(注1) 英国の養成訓練制度は、そのレベルと対応する資格により4種類に分類される。
 (注2) エビデンスの強度 (🔒)、実施の費用 (£)、有効性 (●) はそれぞれ3段階評価で図示
 (注3) 同じ分野で働く、あるいは同様の経験を持つメンターが受講生に助言を提供すること
 (注4) 受講生の賃金や雇用主への補助金などの金銭的な支援
 (注5) 養成訓練制度に必要な基礎的なスキルを提供する事前研修
 (出典) “Apprenticeships: Evidence review.” WWCLEG Website <<https://whatworksgrowth.org/policy-reviews/apprenticeships/evidence-review/>> 等を基に筆者作成。

(2) 職業訓練（Employment Training）

職業訓練（Employment Training）は、成人を対象とした技能習得や資格取得の訓練（再訓練を含む。）の取組である。エビデンス・レビューによれば、職業訓練制度は、賃金と雇用に大きくはないもののプラスの影響を持つ（表5）⁽⁵⁸⁾。

表5 職業訓練（Employment Training）の効果等

内容	成人を対象とした技能習得や資格取得の訓練（再訓練を含む）への支援			
収集した政策評価件数	主な効果	○基準を満たす影響評価の約半数は、参加者の雇用や賃金にプラスの影響を示している		
1,000 件		○簡略な訓練では短期間の訓練が効果的（技術集約的な場合には長期研修が有効）		
内 基準を満たすもの	主な効果	○職場内あるいはOJTが教室での研修よりも良い結果となる傾向がある		
71 件		○マクロ経済状況への影響は限定的であり、職業訓練の制度設計がより重要		
Toolkits（ツールキット）	政策介入方法別の特徴 ^(注1)	エビデンスの強度	実施の費用	有効性
Careers Counselling キャリア相談 ^(注2)		🔒 🔒 🔒	£ £ £	● ● ○
Financial Incentives 金銭的なインセンティブ ^(注3)		🔒 🔒 🔒	£ £ £	● ● ○
Pre-qualifications 事前資格取得 ^(注4)		🔒 🔒 🔒	£ £ £	● ● ○
Reminders リマインダー ^(注5)		🔒 🔒 🔒	£ £ £	● ● ●

(注1) エビデンスの強度 (🔒)、実施の費用 (£)、有効性 (●) はそれぞれ3段階評価で図示
 (注2) 個人の適性を見極め適切な訓練コースを紹介する取組
 (注3) 職業訓練の参加と継続に対する金銭報酬の提供
 (注4) 職業訓練に備えた事前資格取得
 (注5) 職業訓練への参加率を向上させることを目的とする文書やメールによる講習内容の告知
 (出典) “Employment Training: Evidence review.” WWCLEG Website <<https://whatworksgrowth.org/policy-reviews/employment-training/evidence-review/>> 等を基に筆者作成。

2 企業を対象とした政策

(1) 金融アクセス（Access to Finance）

金融アクセス（Access to Finance）は、規制、公的融資、保証、補助金などによって企業を

56) IIIの記述は WWCLEG Website <<https://whatworksgrowth.org/>> に掲載された情報や、エビデンス・レビュー（サマリーと本文）やツールキットの内容を整理したもの。WWCLEG が公開するエビデンス・レビューの一覧は、本稿末尾に参考文献としてまとめている。

57) “Apprenticeships: Evidence review.” WWCLEG Website <<https://whatworksgrowth.org/policy-reviews/apprenticeships/evidence-review/>> 等。

58) “Employment Training: Evidence review.” *ibid.* <<https://whatworksgrowth.org/policy-reviews/employment-training/evidence-review/>> 等。

金融面から支援する取組である。エビデンス・レビューによれば、金融アクセスは、企業の資金調達に資するものの、企業業績へのプラスの影響が必ず確認される訳ではない（表6）⁽⁵⁹⁾。

表6 金融アクセス（Access to Finance）の効果等

内容	規制、公的融資、保証、補助金などによる企業の金融面（資金調達面）の支援	
収集した政策評価件数	主な 効果	○融資の利用可能性や融資のコストを改善する ○企業の信用状況、雇用、売上げなどのいずれかを改善したとの結果が一定数ある（ただし、改善と悪化が混在、効果不明、むしろ悪化といった結果もある） なお、費用についての情報が不足しており、費用対効果の分析は困難
1,450 件		
内 基準を満たすもの 27 件		

（注） 金融アクセスについては、ツールキットは公表されていない。

（出典） “Access to Finance: Evidence review.” WWCLEG Website <<https://whatworksgrowth.org/policy-reviews/access-to-finance/evidence-review/>> 等を基に筆者作成。

（2）業務助言（Business Advice）

業務助言（Business Advice）は、情報提供、アドバイザー利用への補助などによって企業活動を支援する取組である。エビデンス・レビューによれば、業務助言が、企業の売上げや生産性あるいは雇用のいずれかを向上させたとの結果が一定数ある（表7）⁽⁶⁰⁾。

表7 業務助言（Business Advice）の効果等

内容	情報提供、アドバイザー利用への補助など業務上の助言（情報）による企業活動支援			
収集した政策評価件数	主な 効果	○企業の売上げ、生産性、雇用のいずれかを改善した結果が一定数ある（ただし、効果不明、改善と悪化が混在といった結果もある） ○短期的には雇用よりも生産性の向上に影響する ○企業と深い関係を持った実践的な助言の効果が高いとの結果もある		
700 件				
内 基準を満たすもの 23 件				
Toolkits（ツールキット）	政策介入方法別の特徴 ^(注1)	エビデンスの強度	実施の費用	有効性
Mentors メンター ^(注2)			£ £ £	● ● ○
Public Advisors 公的助言サービス ^(注3)			£ £ £	● ● ○
Subsidised Consultancy コンサルティング利用への補助金 ^(注4)			£ £ £	● ● ○
Tailored Support 個別支援 ^(注5)			£ £ £	● ● ○
Training 研修 ^(注6)			£ £ £	● ● ○
Accelerators アクセレーター ^(注7)			£ £ £	● ● ○
Incubators インキュベーター ^(注8)			£ £ £ ^(注9)	● ● ○
Investment Promotion Agencies (IPAs) 対内直接投資促進機関 ^(注10)			£ £ £	● ● ○
Export Promotion Agencies (EPAs) 輸出促進機関 ^(注11)			£ £ £	● ○ ○
Export Credit Agencies (ECAs) 輸出信用供与機関 ^(注12)			£ £ £	● ● ○

（注1） エビデンスの強度（）、実施の費用（£）、有効性（●）はそれぞれ3段階評価で図示

（注2） 経験豊富なビジネス専門家による企業への助言サービスと企業とのマッチングやサービス利用への資金援助

（注3） 公的機関による企業あるいは起業家への助言

（注4） 民間の助言サービスの費用の全額あるいは一部を補助する制度

（注5） 特定の企業あるいは起業家の要件に合わせた助言（高度かつ長期間を想定）

（注6） 企業あるいは起業家を対象とした研修

（注7） 競争で選ばれた若い企業（主に創業3～6か月）をパッケージで集中的に支援する取組（WWCLEGの定義）

（注8） 若い企業（主に創業1～5年）をパッケージで支援する取組（主に非営利）（WWCLEGの定義）

（注9） 費用を示す結果がないため、実施の費用欄は無印である

（注10） 対内直接投資を促進するため、広告宣伝、情報提供などを行う機関

（注11） 輸出を促進するため、海外市場情報の提供、研修や技術支援、広告宣伝、見本市などを行う機関

（注12） 輸出を促進するため、融資、保証、貿易保険などの金融を提供する機関（輸入も対象となる）（金融アクセスにも該当すると考えられるが、WWCLEGは業務助言に区分している）

（出典） “Business Advice: Evidence review.” WWCLEG Website <<https://whatworksgrowth.org/policy-reviews/business-advice/evidence-review/>> 等を基に筆者作成。

59) “Access to Finance: Summary.” *ibid.* <<https://whatworksgrowth.org/policy-reviews/access-to-finance/>>; “Access to Finance: Evidence review.” *idem* <<https://whatworksgrowth.org/policy-reviews/access-to-finance/evidence-review/>> 等。

60) “Business Advice: Evidence review.” *ibid.* <<https://whatworksgrowth.org/policy-reviews/business-advice/evidence-review/>> 等。

(3) イノベーション支援 (Innovation)

イノベーション支援 (Innovation) は、助成金、補助金、融資、優遇税制、ネットワーク形成、大学への資金提供等によって研究開発 (R&D) を促進する取組である。エビデンス・レビューによれば、イノベーション支援政策は、R&D 投資を増加させる可能性があるものの、その結果、企業のイノベーションが拡大し、業績が向上するプラスの影響が必ず確認される訳ではない(表 8)⁽⁶¹⁾。

表 8 イノベーション支援 (Innovation) の効果等

内容	助成金、補助金、融資、優遇税制、ネットワーク形成、大学への資金提供等による R&D 促進策			
収集した政策評価件数	主な 効果	○ R&D を増加させるが、その成果は常にプラスとは限らない (企業の生産性、雇用、企業業績の改善につながった研究は半分程度)		
1,700 件		○ 大企業よりも中小企業の業績に影響する可能性がある		
内 基準を満たすもの		○ 企業間や大学、研究機関とのコラボレーションを推奨する取組の効果が大きい		
63 件				
Toolkits (ツールキット)	政策介入方法別の特徴 ^(注1)	エビデンスの強度	実施の費用	有効性
Policies to encourage co-location of researchers	研究者の近接支援政策 ^(注2)	— (注3)	— (注3)	— (注3)
Supporting university spin-offs	大学発ベンチャーの支援 ^(注4)		£ £ £	● ● ○

(注 1) エビデンスの強度 (🔒)、実施の費用 (£)、有効性 (●) はそれぞれ 3 段階評価で図示
 (注 2) サイエンスパーク、建物の共同利用、ネットワーク形成などへの支援
 (注 3) 研究者の近接支援政策については、エビデンスの強度、実施の費用、有効性の記号は示されていない。
 (注 4) 学術研究を商業利用するために大学スタッフが設立したベンチャー企業への支援
 (出典) “Innovation: Evidence review.” WWCLEG Website <<https://whatworksgrowth.org/policy-reviews/innovation/evidence-review/>> 等を基に筆者作成。

3 場所に着目した政策

(1) 特定地域優遇措置 (Area Based Initiatives)

特定地域優遇措置 (Area Based Initiatives) は、特定地域において規制、税、補助金、インフラ整備などを優遇する取組 (企業特区を含む。) である。エビデンス・レビューによれば、特定地域優遇措置のうち、EU の基金による取組は雇用や地域の GDP にプラスの影響を持ち、企業特区は企業数、雇用、貧困対策にプラスの影響を持つ。ただし、企業特区の効果は、周辺地域からの移転に過ぎない懸念がある (表 9)⁽⁶²⁾。

表 9 特定地域優遇措置 (Area Based Initiatives) の効果等

内容	特定地域の規制、税、補助金、インフラ整備などの優遇 (EU 基金による取組と企業特区)			
収集した政策評価件数	主な 効果	○ EU 基金による取組は、雇用や 1 人当たり GDP にプラスの影響を持つ		
2,200 件		○ 企業特区の効果は、企業数、雇用、貧困対策にプラスの影響を持つ (企業特区の効果は近隣地域からの移転に過ぎない可能性がある)		
内 基準を満たすもの		○ EU 基金による取組、企業特区以外の取組も雇用にプラスの影響を持つ		
58 件				
Toolkits (ツールキット)	政策介入方法別の特徴 ^(注1)	エビデンスの強度	実施の費用	有効性
Local hiring requirements	地域雇用要件 ^(注2)		£ £ £	● ● ○

(注 1) エビデンスの強度 (🔒)、実施の費用 (£)、有効性 (●) はそれぞれ 3 段階評価で図示
 (注 2) 企業への優遇措置について、地域住民の雇用を要件とする政策
 (出典) “Area Based Initiatives: Evidence review.” WWCLEG Website <<https://whatworksgrowth.org/policy-reviews/area-based-initiatives/evidence-review/>> 等を基に筆者作成。

(61) “Innovation: Summary,” *op.cit.*(42); “Innovation: Evidence review.” WWCLEG Website <<https://whatworksgrowth.org/policy-reviews/innovation/evidence-review/>> 等。

(62) “Area Based Initiatives: Summary.” *ibid.* <<https://whatworksgrowth.org/policy-reviews/area-based-initiatives/>>; “Area Based Initiatives: Evidence review,” *op.cit.*(42) 等。

(2) ブロードバンド普及 (Broadband)

ブロードバンド普及 (Broadband) は、常時インターネットアクセスの提供又は利用を補助する取組である。エビデンス・レビューによれば、ブロードバンド普及は、常にプラスではないものの、企業の生産性、企業数、雇用や賃金等の労働市場に影響を持つ (表 10)⁽⁶³⁾。

表 10 ブロードバンド普及 (Broadband) の効果等

内容	常時インターネットアクセスの提供又は利用補助などの施策			
収集した政策評価件数	主な 効果	○企業の生産性、企業数、雇用や賃金等の労働市場への影響を持つ		
1,000 件		○影響は常にプラスではなく、企業の投資に依存する		
内 基準を満たすもの		○製造業よりもサービス業、非熟練労働者よりも熟練労働者に効果が大い		
16 件	○農村地域よりも都市地域あるいは都市周辺地域に効果が大い			
Toolkits (ツールキット)	政策介入方法別の特徴 ^(注1)	エビデンスの強度	実施の費用	有効性
Public provision 公共サービス ^(注2)		🔒 🔒 🔒	£ £ £	● ● ○
Local loop unbundling ローカルループの開放 ^(注3)		🔒 🔒 🔒	£ £ £	● ● ●
Provider and consumer incentives 事業者・利用者への補助 ^(注4)		🔒 🔒 🔒	£ £ £	● ● ○

(注 1) エビデンスの強度 (🔒)、実施の費用 (£)、有効性 (●) はそれぞれ 3 段階評価で図示

(注 2) 地方自治体がインターネットサービスを直接あるいは官民パートナーシップ形態で提供する施策

(注 3) 既存事業者が整備済みのユーザー (企業や家庭) への接続線を適性価格で新規事業者に開放させる施策

(注 4) 融資、補助金、優遇税制等による事業者への補助と補助金や研修等によるユーザーへの補助

(出典) “Broadband: Evidence review.” WWCLEG Website <<https://whatworksgrowth.org/policy-reviews/broadband/evidence-review/>> 等を基に筆者作成。

(3) 不動産の再生 (Estate Renewal)

不動産 (集合住宅) の再生 (Estate Renewal) は、住居や居住環境などの快適性を改善する取組である。エビデンス・レビューによれば、不動産の再生は、住宅の改善によって不動産価格や賃料が上昇するが、経済的な影響は限定的である (表 11)⁽⁶⁴⁾。

表 11 不動産の再生 (Estate Renewal) の効果等

内容	住居、居住環境などの快適性を改善する改修、建替え、汚染土地の浄化などの施策			
収集した政策評価件数	主な 効果	○不動産価格、賃料の上昇につながるが、近隣不動産への影響はない場合もある		
1,050 件		○所得や雇用の改善という観点の地域経済への影響は限定的		
内 基準を満たすもの		○犯罪の減少、健康や福祉、教育の改善についても影響は限定的		
21 件				

(注) 不動産の再生については、ツールキットは公表されていない。

(出典) “Estate Renewal: Evidence review.” WWCLEG Website <<https://whatworksgrowth.org/policy-reviews/estate-renewal/evidence-review/>> 等を基に筆者作成。

(4) 公共空間改善 (Public Realm)

公共空間改善 (Public Realm) は、公園の設置、地域美化、中心街への移動改善などの公共空間を改善する幅広い取組である。エビデンスは少なく、地域経済への影響は不明であるが、既存の企業や住民を退出させる懸念がある (表 12)⁽⁶⁵⁾。

⁽⁶³⁾ “Broadband: Evidence review.” WWCLEG Website <<https://whatworksgrowth.org/policy-reviews/broadband/evidence-review/>> 等。

⁽⁶⁴⁾ “Estate Renewal: Evidence review.” *ibid.* <<https://whatworksgrowth.org/policy-reviews/estate-renewal/evidence-review/>> 等。

⁽⁶⁵⁾ “Public Realm: Evidence briefing.” *ibid.* <<https://whatworksgrowth.org/policy-reviews/public-realm/evidence-briefing/>> 十分なエビデンスが入手できなかったため、公共空間改善 (Public Realm) については、エビデンス・レビューは作成されず、概要説明 (Briefing) となっている。

表 12 公共空間改善 (Public Realm) の効果等

内容	公園の設置、地域美化、中心街への移動改善など公共空間を改善する幅広い施策	
収集した政策評価件数	主な効果	○不動産価格、賃料の上昇によって、既存住民の退出につながる可能性がある ○新規住民流入で形成される新コミュニティによる既存住民の経済的利益は不明 ○商業地域の改善はビジネスを活性化するが、雇用や企業の利益を増加させるとは限らず、既存の企業を退出させる可能性がある
—		
内 基準を満たすもの		
—		

(注) 公共空間改善については、エビデンスが不足しており、政策評価件数やツールキットは公表されていない。
 (出典) “Public Realm: Evidence briefing.” WWCLEG Website <<https://whatworksgrowth.org/policy-reviews/public-realm/evidence-briefing/>> 等を基に筆者作成。

(5) 交通 (Transport)

交通 (Transport) は、交通インフラの拡張や交通サービスを改善する取組である。エビデンス・レビューによれば、交通のうち、道路事業の雇用への影響はプラスマイナス両方の結果があり、鉄道、バスなどの経済への影響は不明である (表 13)⁽⁶⁶⁾。

表 13 交通 (Transport) の効果等

内容	交通インフラの拡張や交通サービスを改善する施策			
収集した政策評価件数	主な効果	○道路事業の雇用への影響はプラスマイナス両方の結果がある ○道路事業が生産性や賃金を向上させるとの結果がいくつかある ○鉄道開発の雇用への影響を示すエビデンスは見つからなかった ○バス、路面電車などの計画の経済効果を示すエビデンスは見つからなかった		
2,300 件				
内 基準を満たすもの				
29 件				
Toolkits (ツールキット)	政策介入方法別の特徴 ^(注1)	エビデンスの強度	実施の費用	有効性 ^(注2)
Integrated Ticketing 統合発券 ^(注3)			— ^(注4)	●●●
Real Time Information Systems リアルタイム情報システム ^(注5)			— ^(注4)	●●○

(注 1) エビデンスの強度 (🔒)、実施の費用 (£)、有効性 (●) はそれぞれ 3 段階評価で図示
 (注 2) 効果は乗客数の増加で計測されている。
 (注 3) 鉄道、バスなどの各種公共交通機関を利用できる乗車券 (我が国の Suica 等に相当する電子カードを含む)。
 (注 4) 統合発券及びリアルタイム情報システムの実施の費用欄の記号は記載されていない。
 (注 5) 公共交通機関の運行状況、到着時刻を停留所の情報画面や顧客のスマートフォンに表示するシステム
 (出典) “Transport: Evidence review.” WWCLEG Website <<https://whatworksgrowth.org/policy-reviews/transport/evidence-review/>> 等を基に筆者作成。

(6) スポーツと文化 (Sport and Culture)

スポーツと文化 (Sport and Culture) は、スポーツや文化のイベントの開催や、関連施設を整備する取組である。エビデンス・レビューによれば、スポーツと文化は、地域経済への影響は限定的で多くの場合はゼロである (表 14)⁽⁶⁷⁾。

表 14 スポーツと文化 (Sport and Culture) の効果等

内容	スポーツや文化のイベントの開催や、関連施設を整備する施策	
収集した政策評価件数	主な効果	○地域経済への影響は限定的で多くの場合はゼロ ○所得や雇用の改善は小規模であり、近接地域や特定の労働者に限定される ○施設近辺の地価が上がる可能性が高い ○短期間、輸出入 (観光客の流入の消費を含む) が増える可能性がある
550 件		
内 基準を満たすもの		
36 件		

(注) スポーツと文化については、ツールキットは公表されていない。
 (出典) “Sport and Culture: Evidence review.” WWCLEG Website <<https://whatworksgrowth.org/policy-reviews/sports-and-culture/evidence-review/>> 等を基に筆者作成。

(66) “Transport: Evidence review.” *ibid.* <<https://whatworksgrowth.org/policy-reviews/transport/evidence-review/>> 等。

(67) “Sport and Culture: Evidence review.” *ibid.* <<https://whatworksgrowth.org/policy-reviews/sports-and-culture/evidence-review/>> 等。

4 エビデンス・レビュー等の活用

(1) エビデンス・レビューの留意点

Ⅲの冒頭に示したように、①基準を満たす政策分析は全分野を合わせて371件と少なく、その中には弱いエビデンスも含まれる、②雇用や企業活動への効果についての分析が大部分であって、地域経済成長自体への影響は必ずしも明らかではないといった点に留意する必要がある。

これらに加えて、エビデンス・レビューの活用に当たっては、強いエビデンスであっても因果推論の限界があることに注意する必要がある。例えば、国や地域、あるいは時期が異なる分析結果が、前提となる社会的条件が必ずしも一致しない英国の地域経済に適用できるのか（外的妥当性はあるのか）⁽⁶⁸⁾、因果関係が確認できなかったとの論文が公表されにくいといった問題はないか（出版バイアス）、実験が小規模であった場合、その政策を大規模に実施した場合に結果が異なるものとならないか（一般均衡効果）などが問題となる⁽⁶⁹⁾。

WWCLEGは、エビデンス・レビューの結果について、どんな政策が機能する傾向があるかを示すものであって、個別の解決策を提示するものではないとし、地方自治体等の利用者は、各々の課題を把握して、目標に合わせて調整する必要があるとしている⁽⁷⁰⁾。

(2) エビデンス・レビューの役割

エビデンス・レビューを実際に活用した事例として、実践的な業務助言の効果が高いとのエビデンスを参照して、いくつかの地方自治体が企業支援の方法を見直したとの報告がある⁽⁷¹⁾。一方、WWCLEGは、エビデンス・レビューによってどのような政策が機能するかについての信頼できる情報の提供に重点を置いてきたが、地域経済の成長への貢献は限られていたとの指摘もある⁽⁷²⁾。WWCLEGのネイサン（Max Nathan）副理事長は、一定量のエビデンスの整理に3年を要したこと、地方自治体などがこれらのエビデンスを活用するためには更に多くの時間がかかり、文化や制度を変える点で、少なくとも10年は必要であるとしている⁽⁷³⁾。

WWCLEGに限らず、WWCはエビデンス仲介機関として、様々なエビデンスを整理し、その活用を支援するという活動実績（アウトプット）をあげている。英国を含め多くの国では、通常、学術予算の大部分は、エビデンスの生成という一次研究に用いられる中で⁽⁷⁴⁾、多数の研究成果を収集し、体系的に整理し、さらに、その活用を促す仕組みを整備したことがWWCの特色である。英国は、自らがEBPMやEBPにおいて「世界のリーダー」と評価される要因として、WWCの活動が大きいとしている⁽⁷⁵⁾。ただし、このような活動実績が、地方自治体等

(68) 社会政策分野においては、この外的妥当性の観点から、RCTがエビデンスの質が最も高いと必ずしも言えず、自然実験を含めて適切なエビデンスを考える必要がある。小池・落 前掲注(5), pp.34-35.

(69) このほか、政策介入の影響が対照群にも生じる波及効果などの問題もある。同上, p.34.

(70) “About our Reviews,” *op.cit.*(45), p.1.

(71) バーネット（Barnet Council）、デボン（Devon county）、コーンウォール（Cornwall county）等の自治体。What Works Network, *op.cit.*(21), pp.6-7.

(72) “What Works Centre for Local Economic Growth,” *op.cit.*(42)

(73) インタビュー回答（Caroline Allard and Benedict Rickey, *British What Works Centres: what lessons for evidence-based policy in France?* Agence Nouvelle des Solidarités Actives, 2017, pp.5-6, 65. <https://www.alliance4usefulevidence.org/assets/Ansa_A4UE_whatworks_final_Full-report-standard.pdf>）。なお、三菱UFJリサーチ & コンサルティングは、2015年9月に行った現地調査として、「地域経済活性化、福祉、高齢社会対策等のテーマと密接に関係する地方自治体との連携はほとんど行われていない」とする関係者の声を紹介している（家子ほか 前掲注(2), p.29）。

(74) Gough et al., *op.cit.*(27), p.19.

(75) What Works Network, *op.cit.*(21), p.3.

の実際の政策立案にどのような効果を持つか、すなわち成果（アウトカム）についての実証研究はほとんどないとされる⁽⁷⁶⁾。支援イベント（Ⅱ-2(4)）や実証プロジェクト（Ⅱ-2(5)）も含む WWCLEG の活動が、地方自治体等の政策立案に具体的にどのように貢献しているか、その実績を明らかにすることは今後の課題と言えよう⁽⁷⁷⁾。

Ⅳ 我が国の地方創生と WWCLEG

Ⅳでは、我が国の EBPM と地方創生の政策動向を確認した上で、英国の WWC、そして WWCLEG の活動実績から、我が国の地方創生（特に地域経済活性化策）において EBPM を実践する上で参考となる点を考察する。

1 我が国の EBPM

(1) 経緯と取組

平成 29（2017）年、政府は「経済財政運営と改革の基本方針」（「骨太の方針 2017」⁽⁷⁸⁾）において、「証拠に基づく政策立案」（Evidence-Based Policymaking: EBPM）を進める方針を明らかにした⁽⁷⁹⁾。ただし、それ以前にも、「エビデンス」という用語が、骨太の方針に用いられている。「骨太の方針 2013」は、財政健全化の取組の一環として実効性のある PDCA⁽⁸⁰⁾ の実行の中で「エビデンスに基づく政策評価」の確立⁽⁸¹⁾を、「骨太の方針 2015」は、歳出改革の手法として「エビデンスに基づく PDCA の徹底」⁽⁸²⁾を掲げている。

このような経緯があるため、平成 29（2017）年以降に進められている具体的な取組においては、EBPM は主にエビデンスに基づく PDCA を徹底する手法とされ、各府省庁はエビデンスに基づいた政策評価や行政事業レビューを行い、その結果を予算編成に反映させることを求められている。令和元（2019）年、内閣官房行政改革推進本部は、EBPM を以下のように説明している（下線は典拠資料によるもの）⁽⁸³⁾。

(76) Gough et al., *op.cit.*(27), p.20.

(77) Louise Bazalgette, *A Practical Guide for Establishing an Evidence Centre*, 2020, pp.37-41. <<https://www.alliance4usefulvidence.org/assets/2020/06/Nesta-Evidence-Centre-FINAL-June2020-2.pdf>>

(78) 「経済財政運営と改革の基本方針 2017—人材への投資を通じた生産性向上—」（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）pp.29-30, 43. 内閣府ウェブサイト <https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/2017/2017_basicpolicies_ja.pdf> 以下本稿では、経済財政諮問会議での答申を経て毎年閣議決定される「経済財政運営と改革の基本方針」又は「経済財政運営と構造改革に関する基本方針」を「骨太の方針+閣議決定された西暦年」と表記する。

(79) 我が国の EBPM の経緯や動向については、小池・落 前掲注(5); 落美都里「第 2 章 我が国における政策評価の展開—政策評価・行政事業レビュー・EBPM—」『EBPM（証拠に基づく政策形成）の取組と課題—総合調査報告書—』前掲注(2), pp.37-56. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11460681_po_20190304.pdf?contentNo=1> を参照。

(80) Plan（立案）、Do（実施）、Check（点検）、Action（改善）の頭文字を取ったものであり、政策立案から実施、評価、改善の一連のプロセスを表す。

(81) 「経済財政運営と改革の基本方針—脱デフレ・経済再生—」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）p.32. 首相官邸ウェブサイト <https://www.kantei.go.jp/jp/kakugikettei/2013/_icsFiles/afiedfile/2013/06/20/20130614-05.pdf>

(82) 「経済財政運営と改革の基本方針 2015—経済再生なくして財政健全化なし—」（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）p.29. 内閣府ウェブサイト <https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/2015/2015_basicpolicies_ja.pdf>

(83) 内閣官房行政改革推進本部事務局「EBPM の推進について」（第 4 回 EBPM 推進委員会 資料 1）2019.9. 首相官邸ウェブサイト <<http://www.kantei.go.jp/singi/it2/ebpm/dai4/siryoul.pdf>>。

- 証拠に基づく政策立案 (EBPM) とは、(1) 政策目的を明確化させ、(2) その目的のため 本当に効果が上がる行政手段は何かなど、当該政策の拠って立つ論理を明確にし、これに即してデータ等の証拠を可能な限り求め、「政策の基本的な枠組み」を明確にする取組。
- 限られた資源を有効に活用し、国民により信頼される行政を展開するため、EBPM を推進する必要。

この説明や実際の取組を見れば、政策立案は、政策実施前の検討 (Plan) に限定されず、政策目的の明確化から、政策手段の検討と選択、政策実施の管理、政策効果の分析、政策評価とその結果に基づく改善までを含む一連の政策プロセスを意味していると言えよう⁽⁸⁴⁾。また、証拠 (エビデンス) は、政策実施とその効果の因果関係、すなわち政策の有効性に関するエビデンスに限定されず、政策目的に関するものや、政策コスト等を含む政策プロセス全般に関わるデータ、統計、分析結果など幅広いものと言えよう。

令和 2 (2020) 年、内閣官房行政改革推進本部事務局は、EBPM の取組にあたって、「当該政策の拠って立つ論理を明確にすることが最も重要」であるとし、その上で、「データ等の根拠を可能な限り求め」と説明し、取組の優先順位を示している⁽⁸⁵⁾。令和 2 (2020) 年度からは「より幅広い EBPM の実践活動」の時期 (これまでは先行事例蓄積の時期) とされており、内閣官房行政改革推進本部は、一層の EBPM の実践を掲げて、行政事業レビューと EBPM の一体的取組と、予算プロセスと EBPM の一体的取組を進めるとしている。その具体的な手法としては、政策手段と政策目標の関係を図示するロジックモデル⁽⁸⁶⁾の活用が前面に出ており、政策の有効性を示すエビデンスについては、「取組の習熟が進んだ府省等で可能な場合、統計的手法を用いた因果関係の分析等も検討・試行」と記述するにとどまっている⁽⁸⁷⁾。

(2) 英国との比較

EBPM の PM (政策立案) は、我が国では PDCA サイクル、英国では ROAMEF サイクル (I-2(1)) に関するもの、すなわち、政策プロセス全般を指す点や、EBPM の E (エビデンス) の対象が政策の有効性に関するものに限定されない点は日英ともに共通である。

その上で、前述したように、英国においては、何が政策として機能するのか、すなわち有効性のエビデンスを収集整理し、その活用を目指す WWC の活動が様々な政策分野で進んでいる (I-3)。一方、我が国の EBPM は、実践活動に入ったばかりであり、政策立案の基本である政策目的の明確化や、政策手段と政策目的達成の関係性の整理から始まっている。

学术界と連携し、統計的手法を用いた政策の有効性に関するエビデンスを公共サービスの選

⁸⁴ 政府は政策立案をエピソード・ベースドからエビデンス・ベースドにすると説明するものの、「EBPM とは」という定義は示していない (「第 4 回 EBPM 推進委員会 (令和元年 9 月 9 日) 議事要旨」 p.2. (三輪芳朗大阪学院大学教授発言) 同上 <<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/ebpm/dai4/gijiyoushi.pdf>>)。本稿は、このような状況を踏まえて、「政府は…説明している」、「…と言えよう」と記述している。

⁸⁵ 内閣官房行政改革推進本部事務局「EBPM の推進について」(政策評価審議会政策評価制度部会 (第 23 回) 資料 1-1) 2020.4. 総務省ウェブサイト <https://www.soumu.go.jp/main_content/000686619.pdf>

⁸⁶ 政策の①インプット (人手や資金などの投入資源)、②アクティビティ (資源を用いた活動)、③アウトプット (活動による産出物)、④アウトカム (期待する政策の成果) の 4 段階の流れを整理した図表のこと。小池・落前掲注(5), pp.23-24, 200 参照。

⁸⁷ 内閣官房行政改革推進本部事務局「令和 2 年度における EBPM の取組について」(第 5 回 EBPM 推進委員会 資料 2) 2020.5. 首相官邸ウェブサイト <<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/ebpm/dai5/siryou2.pdf>>

択に活用する仕組みを展開する英国の WWC の実績は、現時点では、我が国の EBPM に直接参照する段階ではないかもしれないが、少なくとも将来的には検討対象となろう。

2 地方創生

(1) 経緯と方向性

我が国においては、「地方が成長する力を取り戻し、急速に進む人口減少を克服する」⁽⁸⁸⁾ことを目指し、平成 26 (2014) 年以降、「まち・ひと・しごと創生」(地方創生)⁽⁸⁹⁾が重要な政策課題となっている。地方創生においては、結婚・出産・子育ての支援や東京一極集中の是正などの人口減少対策と、地域の特色を活用した地域経済活性化策の 2 つが柱となっている。地域人口の減少は、社会の担い手不足につながり、生活サービスの維持が困難になることで人口減少を加速させる負の連鎖のリスクがあるため、人口減少対策は重要とされる。同時に、雇用や所得の安定や増加といった経済的な基礎がなければ、地方創生の取組の持続性は確保できない。その意味で、地域経済の活性化は地方創生の不可欠な基盤と言える⁽⁹⁰⁾。

「まち・ひと・しごと創生法」(平成 26 年法律第 136 号)に基づき、平成 26 (2014) 年には「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(平成 26 年 12 月 27 日閣議決定)が、5 年後の令和元年 (2019) 年には「第 2 期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」」(令和元年 12 月 20 日閣議決定。以下「第 2 期総合戦略」)が策定され⁽⁹¹⁾、地方創生の各種取組が進められている。

第 2 期総合戦略は、地域経済活性化策について、「観光、農業、製造業など、地域ごとの特性を活かして域外から稼ぐとともに、域外から稼いだ資金を地域発のイノベーションや地域企業への投資につなげる等、地域の隅々まで循環させることにより、地域経済を強くしていく」として、施策の方向性の 1 つとして、「稼ぐ地域をつくるとともに、安心して働けるようにする」(基本目標 1)を掲げている。基本目標 1 の具体的手段としては、専門家育成などによる中小企業支援、地域の大学や研究機関との連携によるイノベーションの創出など、英国の WWCLEG が検証した取組とも共通する取組が例示されている⁽⁹²⁾。

(2) 地方自治体の政策立案への支援

地方創生の具体的な取組は、都道府県、市町村が策定する地方版総合戦略に基づいて実施される。地方自治体は、国が提供する事例集なども参考にして、地域の特性に応じた取組を選択することになる。事例集は、地域・分野別及び施策別に整理されている⁽⁹³⁾。

事例集に加えて、情報面・データ面からの支援として、地域経済分析システム (Regional Economy Society Analyzing System: RESAS) が用意されている。RESAS は、地域経済に関係す

⁽⁸⁸⁾ 「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン—国民の「認識の共有」と「未来への選択」を目指して—」(平成 26 年 12 月 27 日閣議決定) p.1. 同上 <<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/info/pdf/20141227siryou3.pdf>>

⁽⁸⁹⁾ 「国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保及び地域における魅力ある多様な就業の機会の創出を一体的に推進すること」(「まち・ひと・しごと創生法」第 1 条)

⁽⁹⁰⁾ 小池拓自「地域経済活性化の方向性と課題—人口減少と経済のグローバル化を踏まえて—」『レファレンス』789 号、2016.10、pp.52-53. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_10205862_po_078902.pdf?contentNo=1>

⁽⁹¹⁾ 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(平成 26 年 12 月 27 日閣議決定) 首相官邸ウェブサイト <<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/info/pdf/20141227siryou5.pdf>>;「第 2 期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」」(令和元年 12 月 20 日閣議決定) 同 <<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/info/pdf/r1-12-20-senryaku.pdf>>

⁽⁹²⁾ 「第 2 期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」」同上、pp.21-23、27-34.

⁽⁹³⁾ 「地方創生関連事例」首相官邸ウェブサイト <<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/data/case.html>>

るデータとして、人口、産業構造、企業活動、観光などの様々な分野の 81 種類のデータを提供し (図 2)、地図やグラフによって「見える化」するシステムである。地域の現状や実態を正確に把握し、その実情や特性に応じた施策の検討に資することが期待されている⁽⁹⁴⁾。

図 2 地域経済分析システム (RESAS) マップ一覧 [81メニュー]

<p>1. 人口マップ</p> <p>1-1. 人口構成 1-2. 人口増減 1-3. 人口の自然増減 1-4. 人口の社会増減 1-5. 新卒者就職・進学 1-6. 将来人口推計 1-7. 人口メッシュ 1-8. 将来人口メッシュ</p> <p>2. 地域経済循環マップ</p> <p>2-1. 地域経済循環図 2-2. 生産分析 2-3. 分配分析 2-4. 支出分析 2-5. 労働生産性等の動向分析</p> <p>3. 産業構造マップ</p> <p><全産業> 3-1-1. 全産業の構造 (一部※) 3-1-2. 稼働力分析 3-1-3. 企業数 3-1-4. 事業所数 3-1-5. 従業者数 (事業所単位) 3-1-6. 付加価値額 (企業単位) 3-1-7. 労働生産性 (企業単位)</p> <p><製造業> 3-2-1. 製造業の構造 3-2-2. 製造業の比較 3-2-3. 製造品出荷額等</p> <p><小売・卸売業 (消費)> 3-3-1. 商業の構造 3-3-2. 商業の比較 3-3-3. 年間商品販売額 3-3-4. 消費の傾向 (POSデータ) 3-3-5. From-to分析 (POSデータ)</p>	<p><農業> 3-4-1. 農業の構造 3-4-2. 農業産出額 3-4-3. 農地分析 3-4-4. 農業者分析</p> <p><林業> 3-5-1. 林業総収入 3-5-2. 山林分析 3-5-3. 林業者分析</p> <p><水産業> 3-6-1. 海面漁獲物等販売金額 3-6-2. 海面漁船・養殖面積等分析 3-6-3. 海面漁業者分析 3-6-4. 内水面漁獲物等販売金額 3-6-5. 内水面漁船・養殖面積等分析 3-6-6. 内水面漁業者分析</p> <p>4. 企業活動マップ</p> <p><企業情報> 4-1-1. 産業間取引 (※) 4-1-2. 企業間取引 (※) 4-1-3. 表彰・補助金採択 4-1-4. 創業比率 4-1-5. 経営者平均年齢 (※) 4-1-6. 黒字赤字企業比率 4-1-7. 中小・小規模企業財務比較</p> <p><海外取引> 4-2-1. 海外への企業進出動向 4-2-2. 輸出入取引 4-2-3. 企業の海外取引額分析</p> <p><研究開発> 4-3-1. 研究開発費の比較 4-3-2. 特許分布図</p>	<p>5. 観光マップ</p> <p><国内> 5-1-1. 目的地分析 5-1-2. From-to分析 (宿泊者) 5-1-3. 宿泊施設</p> <p><外国人> 5-2-1. 外国人訪問分析 5-2-2. 外国人滞在分析 5-2-3. 外国人メッシュ 5-2-4. 外国人入出国空港分析 5-2-5. 外国人移動相関分析 5-2-6. 外国人消費の比較 (クレジットカード) 5-2-7. 外国人消費の構造 (クレジットカード) 5-2-8. 外国人消費の比較 (免税取引) 5-2-9. 外国人消費の構造 (免税取引)</p> <p>6. まちづくりマップ</p> <p>6-1. From-to分析 (滞在人口) 6-2. 滞在人口率 6-3. 通勤通学人口 6-4. 流動人口メッシュ 6-5. 建物利用状況 事業所立地動向 6-6. 施設周辺人口 6-7. 不動産取引</p> <p>7. 雇用/医療・福祉マップ</p> <p>7-1. 一人当たり賃金 7-2. 有効求人倍率 7-3. 求人・求職者 7-4. 医療需給 7-5. 介護需給</p> <p>8. 地方財政マップ</p> <p>8-1. 自治体財政状況の比較 8-2. 一人当たり地方税 8-3. 一人当たり市町村民税法人分 8-4. 一人当たり固定資産税</p>
---	--	--

凡例
赤字 : 2020年6月18日データ更新メニュー
(※) : 限定メニュー

(注) 赤字部分 (2020年6月18日更新メニュー) は 3-3-4, 3-3-5, 5-2-2, 5-2-4, 5-2-5, 6-1, 6-2
(出典) 内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局内閣府地方創生推進室「地域経済分析システム (RESAS) のデータ一覧<ver.33>」2020.6, p.3. 首相官邸ウェブサイト <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/resas/pdf/resas_up date.pdf>

RESAS の提供するデータは、WWCLEG のエビデンス・レビューと異なり、政策の有効性を直接的に示すエビデンスではない。これらのデータは、政策検討の前提となる現状を把握し課題を設定することや、政策目標を設定し、政策実施後の経済環境の変化を測定することなどに役立つ客観的な情報であり、広い意味ではエビデンスと呼ぶことができる。

3 WWCLEG の示唆

我が国の EBPM は、ロジックモデルによって当該政策の拠って立つ論理を明確にすることを優先しており、政策の有効性に関するエビデンスの活用は、その先の課題となっている (IV -1(1))。したがって、我が国の地方創生において、各種の事例集や地域経済のデータ集 RESAS の整備から進められていることは、EBPM の取組の優先順位と整合的であり、政策の有効性に関する質の高いエビデンスの仲介機関である WWCLEG の実績を直接的に参考とする必要性は現時点では小さいかもしれない。以下では、次の段階も見据えつつ、英国の WWCLEG の活動から参考となる点を考えたい。

94 「地域経済分析システム (RESAS (リーサス))」 同上 <<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/resas/>>

(1) エビデンス・レビューとツールキット

我が国の事例集は、主に成功事例について、様々な施策の組合せ（パッケージ）を示す形が通常である。厳しい見方をすれば、成功事例はエビデンスというよりも、エピソードと呼ぶべきかもしれない⁽⁹⁵⁾。WWCLEG のエビデンス・レビューやツールキットは、人材育成であっても、企業支援であっても、個々の施策について何が有効で、何が有効ではなかったかを明らかにしている。パッケージではなく、個々の施策、言わば「部品」レベルで、有効性を考えることは、政策の拠って立つ論理を明確にする上でも参考になろう。その上で、地域の特性に合わせて、必要な施策を組み合わることが期待される。

医療や教育分野と異なり、地域経済成長に関する政策の有効性に関するエビデンスの数は限定的であり、数少ないエビデンスは雇用や企業活動への効果についての分析が大部分である点には留意する必要があるが、エビデンス・レビューやツールキットは、地方自治体等の関係者が、政策効果を評価する考え方を習得し、OECD 各国での経験、例えば、人材の育成が雇用や賃金にプラスの影響を持つことが期待できる、企業への助言やイノベーション支援の一部が企業活動にプラスの影響を持つことが期待できるなどの結果を参照する機会を提供する。

将来的には、WWCLEG のエビデンス・レビューやツールキットを参照する、さらに、これらを模した我が国の独自のレビューを整備することができれば、地域経済活性化策の EBPM に役立つ可能性があるのではないか。

(2) 地方自治体等の支援

WWCLEG の政策ディスカッション（エビデンス・レビューなどを基とした研修）や、評価ワークショップ（政策介入の影響評価の研修）は、地方自治体等の関係者に無料で提供されており、EBPM の実践を支援する役割を持っている。特に、政策介入の影響評価については、依頼に応じて行うオーダーメイド方式の評価ワークショップに加えて、地方自治体等の政策評価に個別の助言を行うことや、評価活動に直接関与することも行っている。このような支援によって、地方自治体等の知識面や人材面での制約を緩和することが期待できる。

地方自治体等の支援をエビデンス・レビューなどの情報提供から、個別相談や助言まで、1つの窓口として WWCLEG が対応するワンストップの体制は、政策担当者の利便性の向上に資するものであり、我が国の地域経済活性化策における EBPM にも参考になるのではないか。

(3) 小さな組織とネットワーク

WWCLEG は、大学、シンクタンク、コンサルティングという専門性の高い組織の共同事業であり、活動資金は3年単位で管理され、他の WWC とのネットワークを形成するなど、目的志向の強い運営に特徴がある。

WWCLEG の活動が、地方自治体等の政策立案に具体的にどのように貢献しているかを示すことは今後の課題ではあるが（Ⅲ -4(2)）、運営に関与する人員はフルタイム換算で9人、年間の運営費用は125万ポンド（1.6億円）という小規模な事業（Ⅱ -1(3)）が、一定の成果をあげている点は興味深い。行政以外の組織と連携する仕組みは、我が国の地域経済活性化策におけ

⁽⁹⁵⁾ EBPM は、政策立案をエピソードベースからエビデンスベースにすると説明されることもある（例えば、「第4回 EBPM 推進委員会（令和元年9月9日）議事要旨」前掲注84;「内閣府における EBPM への取組」内閣府ウェブサイト <<https://www.cao.go.jp/others/kichou/ebpm/ebpm.html>>）。

る EBPM にも参考になるのではないか。

おわりに

本稿は、英国における EBPM の進展を確認した上で、政策の有効性に関するエビデンスの仲介機関である WWC、その中でも WWCLEG に着目した。WWCLEG は、地域経済成長のための政策について、1 万を超える多数の政策評価を収集して、その結果を整理したエビデンス・レビュー等を 3 年間でまとめている。また、地方自治体等を対象とした研修を行い、政策評価の個別支援も行っている。学術研究の成果を公共サービスの現場につなぐ架け橋となるとの期待に沿った実績と言えよう。

一方で、エビデンスとなる一定基準以上の政策評価は限られており (371 件)、その中には弱いエビデンスも含まれている。これらの結果は、どんな政策が機能する傾向があるかを示すものであって、エビデンスの外的妥当性、すなわち、実際に採用した場合の有効性については、各地方自治体の課題や状況を踏まえて、検討する必要がある。また、実施後に政策評価の形で有効性を検証することも必要であろう。なお、WWCLEG のエビデンス・レビューを活用して、地方自治体が政策を改善したとの研究は現時点では見当たらず、WWCLEG にとって、地域経済の成長に貢献するという最終的な成果を示すことは今後の課題である。

我が国の EBPM の取組は、緒に就いたばかりであり、現段階は、ロジックモデルによって政策の拠って立つ論理を明確にすることを優先している。政策の有効性のエビデンスを活用することは、その先の課題とされているため、地域経済活性化策の EBPM において、WWCLEG の実績を直接的に参考とする必要は、現時点では小さいかもしれない。しかし、論理を明確にする上でも、どのような政策が有効であるかについてのエビデンスを参照することは有益であり、例えば、人材育成や企業への業務助言などが有益であるなど、WWCLEG のエビデンス・レビューには参考になる点が含まれている。

さらに、WWCLEG の実績からは、①学術研究の結果を分かりやすく整理提供する取組、②大学、シンクタンク、コンサルタントが連携する小規模な事業運営の仕組み、③地方自治体等をワンストップで支援する体制などが、地域経済活性化策において EBPM を推進する手法として参考になると言えよう。

(こいけ たくじ)

参考文献 WWCLEG エビデンス・レビュー一覧（政策分野別順、報告書と要約）

個人を対象とした政策（People-focused policies）

養成訓練制度（Apprenticeships）

- WWCLEG, *Evidence Review 8: Apprenticeships*, September 2015. <https://whatworksgrowth.org/public/files/Policy_Reviews/15-09-04_Apprenticeships_Review.pdf>
- WWCLEG, *Evidence Review: Apprenticeships (Executive Summary)*, September 2015. <https://whatworksgrowth.org/public/files/Policy_Reviews/15-09-04_Apprenticeships_Summary.pdf>

職業訓練（Employment Training）

- WWCLEG, *Evidence Review 1: Employment Training*, Updated June 2016. <https://whatworksgrowth.org/public/files/Policy_Reviews/16-06-15_Employment_Training_Update.pdf>
- WWCLEG, *Evidence Review 1: Employment Training (Executive Summary)*, Updated June 2016. <https://whatworksgrowth.org/public/files/Policy_Reviews/16-06-15_Employment_Training_Summary_Updated.pdf>

企業を対象とした政策（Business-focused policies）

金融アクセス（Access to Finance）

- WWCLEG, *Evidence Review 4: Access to Finance*, Updated June 2016. <https://whatworksgrowth.org/public/files/Policy_Reviews/16-06-15_Access_to_Finance_Update.pdf>
- WWCLEG, *Evidence Review 4: Access to Finance (Executive Summary)*, Updated June 2016. <https://whatworksgrowth.org/public/files/Policy_Reviews/16-06-15_Access_to_Finance_Summary.pdf>

業務助言（Business Advice）

- WWCLEG, *Evidence Review 2: Business Advice*, Updated June 2016. <https://whatworksgrowth.org/public/files/Policy_Reviews/16-06-15_Business_Advice_Updated.pdf>
- WWCLEG, *Evidence Review 2: Business Advice (Executive Summary)*, Updated June 2016. <https://whatworksgrowth.org/public/files/Policy_Reviews/16-06-15_Business_Advice_Summary_Updated.pdf>

イノベーション支援（Innovation）

- WWCLEG, *Evidence Review 9: Innovation: grants, loans and subsidies*, October 2015. <https://whatworksgrowth.org/public/files/Policy_Reviews/15-10-20-Innovation-Grants-Loans-Subsidies-Report.pdf>
- WWCLEG, *Evidence Review 9: Innovation: R&D tax credits*, October 2015. <https://whatworksgrowth.org/public/files/Policy_Reviews/15-10-20-Innovation-Tax-Credits-Report.pdf>
- WWCLEG, *Evidence Review 9: Innovation (Executive Summary)*, October 2015. <https://whatworksgrowth.org/public/files/Policy_Reviews/15-10-20-Innovation-Summary.pdf>

場所に注目した政策（Place-based policies）

特定地域優遇措置（Area Based Initiatives）

- WWCLEG, *Evidence Review 10: Area Based Initiatives: EU Programmes*, January 2016. <https://whatworksgrowth.org/public/files/Policy_Reviews/16-01-04-Area-based-initiatives-EU-Programmes.pdf>
- WWCLEG, *Evidence Review 10: Area Based Initiatives: Enterprise Zones*, January 2016. <https://whatworksgrowth.org/public/files/Policy_Reviews/16-01-04-Area-based-initiatives-EZ.pdf>
- WWCLEG, *Evidence Review 10: Area Based Initiatives (Executive Summary)*, January 2016. <https://whatworksgrowth.org/public/files/Policy_Reviews/16-01-04-Area-Based-Initiative-Summary.pdf>

ブロードバンド普及（Broadband）

- WWCLEG, *Evidence Review 6: Broadband*, March 2015. <https://whatworksgrowth.org/public/files/Policy_Reviews/15-03-10-Broadband-Full-Review.pdf>
- WWCLEG, *Evidence Review 6: Broadband (Executive Summary)*, March 2015. <https://whatworksgrowth.org/public/files/Policy_Reviews/15-03-10-Broadband-Summary.pdf>

[org/public/files/Policy_Reviews/15-03-10-Broadband-Summary.pdf](https://whatworksgrowth.org/public/files/Policy_Reviews/15-03-10-Broadband-Summary.pdf)

不動産の再生 (Estate Renewal)

- WWCLEG, *Evidence Review 5: Estate Renewal*, January 2015. <https://whatworksgrowth.org/public/files/Policy_Reviews/15-01-26-Estate-Renewal-Full-Review.pdf>
- WWCLEG, *Evidence Review 5: Estate Renewal (Executive Summary)*, January 2015. <https://whatworksgrowth.org/public/files/Policy_Reviews/15-01-26-Estate-Renewal-Summary.pdf>

公共空間改善 (Public Realm)

- WWCLEG, *Briefing: Public Realm*, November 2014. <https://whatworksgrowth.org/public/files/Policy_Reviews/14-11-20-Public-Realm-Briefing.pdf>

交通 (Transport)

- WWCLEG, *Evidence Review 7: Transport*, July 2015. <https://whatworksgrowth.org/public/files/Policy_Reviews/15-06-25_Transport_Review.pdf>
- WWCLEG, *Evidence Review 7: Transport (Executive Summary)*, July 2015. <https://whatworksgrowth.org/public/files/Policy_Reviews/15-07-01-Transport-Summary.pdf>

スポーツと文化 (Sport and Culture)

- WWCLEG, *Evidence Review 3: Sports and Culture*, Updated June 2016. <https://whatworksgrowth.org/public/files/Policy_Reviews/16-06-15_Culture_and_Sport_Updated.pdf>
- WWCLEG, *Evidence Review 3: Sports and Culture (Executive Summary)*, Updated June 2016. <https://whatworksgrowth.org/public/files/Policy_Reviews/16-06-15_Sport_Culture_Summary_Updated.pdf>